

【機密性 2】

裁判官会議議事録	
開催日時	令和4年6月30日(木) 午後4時
開催場所	大会議室、司法修習生指導室、堺支部大会議室及び岸和田支部大会議室 (テレビ会議システムの方法による)
出席者	別紙出欠表のとおり
議事の経過の要領及びその結果	
<p>1 承認事項</p> <p>事務分配及び裁判官の配置等規程の一部変更について 別添承認事項 1丁から78丁までについていずれも承認</p>	
<p>2 決議事項</p> <p>(1) 執行官の退職基準年齢等に関する規程について 別添決議事項 1丁から5丁までのとおり決議</p>	
<p>(2) 事務分配及び裁判官の配置等規程の一部変更について 別添決議事項 6丁から23丁までのとおり決議</p>	

議長

議事録作成者

裁判所事務官

所長	宮崎英一
所長代行	内藤裕之

【民事部裁判官】

(令和4年6月30日)

部	判事	特例判事補	オブザーバー
3	林潤 小河好美 棚橋知子	欠	吉田開
8	中尾彰 松本明子	神永暁	簸野拓輝
9	達野ゆき 相澤千尋 伊藤拓也		林村優雅
10	中川博文 和田将紀 鈴木雅久 永田雄一 橋本悠子		
11	土井文美 石原和孝 奥田達生	小島務 欠	宮澤裕登
12	小田真治 佐藤文子 鷺坂計知		柏木桃子
13	松本明敏 長田雅之 伊澤大介		中川和俊 櫻井雅典
14	金地香枝 相澤聰 金洪周	秋本円香	
16	石丸将利 堀部麻記子 村上貴昭		武藤遼
18	横田典子 玉田雅義 中山周子	欠	比舍昌志
21	武宮英子 杉浦一輝 峯健一郎	欠	
22	松本展幸 直江泰輝 坂川波奈子		加藤雄大
23	西岡繁靖 芝田由平 河野申二郎		上田郁也
24	池上尚子 山口敦士 鈴木基之	欠	鈴村悠恭 欠
25	小川嘉基 宮崎純一郎 岸田二郎		澄川ほなみ
26	松阿彌隆 布目真利子		
民事小計	判事 (49人)	(42人)	特例判事補 (3人) (2人) オブザーバー (13人) (12人)

【刑事部裁判官】

(令和4年6月30日)

部	判 事	特例判事補	オブザーバー
5	中川 綾子 恒光 直樹 欠 小泉 健介		西村 拓己
6	大寄 淳 安福 幸江 欠		廣嶋 玲哉
9	矢野 直邦 行方 美和		豊田 高史
10	後藤 有己 欠 設樂 大輔 欠	(森田 千尋) (伊藤 佑貴) (水谷 翔) (河本 薫)	(青木 崇史) (山田 明日香) 伊藤 友紀子 竹本 真梨子 (安藤 謙)
刑事小計	判 事 (10人)	(6人)	特例判事補 (4人) (0人) オブザーバー (8人) (4人)

合計	判 事 (59人)	(48人)	特例判事補 (7人)	(2人)	オブザーバー (21人)	(16人)
----	-----------	-------	------------	------	--------------	-------

民事上席	井上 直
刑事上席	長瀬 敬昭

【民事部裁判官】

(令和4年6月30日)

部	判 事	特例判事補	オブザーバー			
1	三宅 知三郎 欠	(濱崎 俊文) 欠				
	太田 多恵 欠	(井谷 喬) 欠				
	林 奈 桜 欠	(中澤 崇晶) 欠				
		(丸林 裕矢) 欠				
		須藤 奈未 欠				
2	森 鍵 一	立仙 早矢				
	日比野 幹					
	田辺 晓志					
4	谷村 武則					
	小川 紀代子 欠					
	三重野 真人					
5	横田 昌紀	藤村 享司				
	溝田 俊秀 欠					
	佐々木 隆憲					
	長谷川 武久					
	岩崎 雄亮 欠					
	岩佐 圭祐					
6	植村 一仁					
	中山 誠一	藤田 洋祐				
	松永 晋介	(竹田 泰樹) 欠				
	小川 貴寛					
7	(金川 誠) 欠					
	徳地 淳		関 堯熙			
	新宮 智之					
15	太田 章子					
	武田 瑞佳	藤田 一真 欠	林 憲太朗			
	島田 正人					
	中武 由紀 欠					
	溝口 優					
	久保 貴紀					
17	安井 龍明					
	木戸口 恒成 欠					
	徳増 誠一		西田 篤史			
19	葛西 功洋					
	井上 結美子					
20	田口 治美	小川 貴裕	小西 池 将			
	能宗 美和 欠					
民事小計	富上 智子	大西 康平				
	長谷川 利明					
	植田 裕紀 久					
民事小計	判 事 (39人)	(30人)	特例判事補 (12人)	(5人)	オブザーバー (4人)	(4人)

(令和4年6月30日)

【刑事部裁判官】

部	判 事	特例判事補	オブザーバー			
1	加 藤 陽		小 草 啓 紀			
	大 久 保 優 子					
2	西 川 篤 志 欠		伊 藤 佳 子			
	久 禮 博 一					
3	御 山 真 理 子		定 松 祐 太 朗			
	千 葉 康 一					
7	佐 藤 弘 規		枚 田 雅 樹			
	松 本 英 男					
8	田 中 伸 一		安 曙 大 智			
	本 村 曜 宏					
12	渡 部 市 郎	今 泉 颯 太				
	梶 川 国 志					
	中 山 知					
13	岩 崎 邦 生		北 岡 佑 太			
	梅 澤 利 昭					
14	坂 口 裕 俊 欠		岡 野 哲 郎			
	湯 川 亮 欠					
15	末 弘 陽 一		小 澤 光			
	三 澤 節 史					
	高 橋 里 奈					
刑事小計	判 事 (21人)	(18人)	特例判事補 (1人)	(1人)	オブザーバー (8人)	(8人)
合計	判 事 (60人)	(48人)	特例判事補 (13人)	(6人)	オブザーバー (12人)	(12人)

(令和4年6月30日)

【堺支部裁判官】

部	判 事	特例判事補	オブザーバー
民事部	(支部長) 野 田 恵 司		浅 井 翼
	藤 野 美 子		(山 根 直 輝) 欠
	蛇 名 日 奈 子		(薦 田 淳 平) 欠
	國 分 綾 欠		
	湯 浅 徳 恵		
	木 太 伸 広		
	琴 岡 佳 美		
刑事部	柴 田 厚 司	柿 部 泰 宏	
	竹 内 大 明	(本 田 真 理 子) 欠	
	金 友 宏 平		
	荒 木 未 佳		
	西 谷 大 吾		
	蜷 川 省 吾		
堺計	判 事 (13人)	(12人)	特例判事補 (2人) (1人) オブザーバー (3人) (1人)

合計	判 事 (13人)	(12人)	特例判事補 (2人)	(1人)	オブザーバー (3人)	(1人)
----	-----------	-------	------------	------	-------------	------

(令和4年6月30日)

【岸和田支部裁判官】

部	判 事	特例判事補	オブザーバー
	(支部長) 井 上 一 成	(家裁本務) 寺 田 悠 亮	
	佐 藤 克 則	欠	
	(家裁本務) 佐 藤 志 保		
	千 葉 沙 織		
	織 田 佳 代		
	今 野 藍		
岸和田計	判 事 (6人)	(5人)	特例判事補 (1人) (1人) オブザーバー (0人) (0人)
合計	判 事 (6人)	(5人)	特例判事補 (1人) (1人) オブザーバー (0人) (0人)

裁 判 官 会 議 出 席 者 数

(令和4年6月30日)

人 員	構 成 員	判 事	138名 (所長・代行含む)	(計161名)	
		特例判事補	23名	定足数81名	
	オブザーバー		36名		
	計		197名		
出 席 者 数	構 成 員	判 事	113名 (所長・代行含む)	(計123名)	
		特例判事補	10名		
	オブザーバー		29名		
	計		152名		

承認事項

(令和 4 年 6 月 30 日)

【機密性 2】

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

（令和4年1月5日諮詢）

（令和4年1月7日実施）

現 行	変 更 後
(第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項) 別表1	(第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項) 別表1
裁判官の配置及び開廷日割	裁判官の配置及び開廷日割
第1民事部（保全部）（毎日）	第1民事部（保全部）（毎日）
裁判官	裁判官
井 上 直 哉	井 上 直 哉
一 原 友 彦	一 原 友 彦
能 宗 美 和	能 宗 美 和
永 田 雄 一	永 田 雄 一
鈴 木 喬	鈴 木 喬
村 尾 和 泰	村 尾 和 泰
岸 田 二 郎	岸 田 二 郎
富 岡 健 史	富 岡 健 史
結 城 康 介	結 城 康 介
内 藤 陽 子	内 藤 陽 子
(兼) 井 谷 喬	(兼) 井 谷 喬
森 田 千 尋	森 田 千 尋
中 澤 崇 晶	中 澤 崇 晶
初 谷 湧 紀	初 谷 湧 紀
藤 田 一 真	藤 田 一 真
亀 井 健 斗	亀 井 健 斗
中 川 和 俊	中 川 和 俊
林 憲 太 朗	林 憲 太 朗
	(兼) 澄 川 ほ な み
	(兼務発令)
(中略)	(中略)
	附 則
	この規程は、令和4年1月7日から施行する。

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和4年1月5日諮詢)

(令和4年1月25日実施)

【機密性 2】

(中略)	(中略)
第2 民事特殊事件係 (即決和解, 公示催告, 督促, 保全, 非訟等) (毎日)	第2 民事特殊事件係 (即決和解, 公示催告, 督促, 保全, 非訟等) (毎日)
裁判官 (兼) 井 上 直 哉	裁判官 (兼) 井 上 直 哉
〃 村 岡 寛	〃 村 岡 寛
〃 佐 藤 有 司	〃 佐 藤 有 司
〃 佐 伯 美 保	〃 佐 伯 美 保
〃 松 野 勝 徳	〃 松 野 勝 徳
〃 中 山 一 馬	〃 中 山 一 馬
〃 久 保 隆 優	〃 久 保 隆 優
<u>(民事公判第18係へ)</u>	
〃 (兼) 大 迫 隆 二	〃 (兼) 大 迫 隆 二
〃 (兼) 谷 野 淳	〃 (兼) 久 保 隆 優
<u>(兼務解消)</u>	
〃 (兼) 吉 田 進	〃 (兼) 吉 田 進
(中略)	(中略)
第4章 その他の簡易裁判所	第4章 その他の簡易裁判所
(裁判官の配置及び事務の分配)	
第51条 大阪簡易裁判所, 堺簡易裁判所及び岸和田簡易裁判所を除くその他の簡易裁判所における裁判官の配置及び裁判事務の分配は, 次のとおりとする。	第51条 大阪簡易裁判所, 堺簡易裁判所及び岸和田簡易裁判所を除くその他の簡易裁判所における裁判官の配置及び裁判事務の分配は, 次のとおりとする。
(中略)	(中略)
(2) 豊中簡易裁判所	(2) 豊中簡易裁判所
裁 判 官 <u>富 田 孝 明</u> <u>(京都簡裁へ)</u>	裁 判 官 <u>山 本 猛</u> <u>(大阪簡裁民事公判1係から)</u>
民事事件	民事事件
刑事正式裁判事件 (当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。)	刑事正式裁判事件 (当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。)
代行裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件	代行裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件
裁 判 官 (代行) 船 越 英 明	裁 判 官 (代行) 船 越 英 明
富田裁判官の関与した刑事略式命令事件に対する刑事正式裁判事件	山本裁判官の関与した刑事略式命令事件に対する刑事正式裁判事件

【機密性 2】

刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件	刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件
(中略)	(中略)
	<p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和4年1月25日から施行する。</u></p>

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和4年3月3日諮詢)

(令和4年3月25日実施)

現 行	変 更 後
(第5編（管内簡易裁判所）第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項) 別表5 大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割 第1 民事公判係 第1係(月水金) 裁判官 谷野淳 " (代行) 山本猛 第2係(月水金) " 三木健治 " 秋田正之 <u>(豊岡・浜坂簡裁へ)</u> 第3係(月水金) " 福田修 第4係(月火木) " 長谷川卓司 <u>(加古川簡裁へ)</u> 第5係(月火木) " 松本澄清 第6係(月火木) " 宇都宮庫敏 " (兼) 秋田正之 <u>(兼務解消)</u> 第7係(月水金) " 田中清道 第8係(木) " 寺田俊弘 " 小林幹典 <u>(姫路簡裁へ)</u> " 太田朝陽 " 鳴村修士 <u>(那霸簡裁へ)</u> " 水嶋正博 " 山崎智弘 <u>(社簡裁へ)</u> " 西森公治 <u>(和歌山・橋本簡裁へ)</u> 第9係(水金) " 巽信裕 第10係(月火木) " 伊藤知広 第11係(月水金) " 西田文則	(第5編（管内簡易裁判所）第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項) 別表5 大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割 第1 民事公判係 第1係(月水金) 裁判官 谷野淳 " (代行) 山本猛 第2係(月水金) " 三木健治 第3係(月水金) " 福田修 第4係(月火木) " 岩傭靖 <u>(姫路簡裁から)</u> 第5係(月火木) " 松本澄清 第6係(月火木) " 宇都宮庫敏 第7係(月水金) " 田中清道 第8係(木) " 寺田俊弘 " 太田朝陽 " 水嶋正博 " 山崎智弘 " 西森公治 " 巽信裕 第9係(水金) " 伊藤知広 第10係(月火木) " 西田文則

【機密性 2】

第12係 (月火木) "	岡 平 耕 治 (広島簡裁～)	第12係 (月火木) "	谷 川 佳 史 (大津・高島簡裁から)
第13係 (月水金) "	西 前 行 雄	第13係 (月水金) "	西 前 行 雄
第14係 (月火木) "	山 本 泰 博	第14係 (月火木) "	山 本 泰 博
第15係 (月火木) "	藤 田 敏 之	第15係 (月火木) "	藤 田 敏 之
第16係 (月水金) "	三 瀬 英 祐	第16係 (月水金) "	三 瀬 英 祐
第17係 (月火木) "	大 迫 隆 二	第17係 (月火木) "	大 迫 隆 二
第18係 (月水金) "	久 保 隆 俊	第18係 (月水金) "	久 保 隆 俊
第20係 (月火木) "	吉 田 進	第20係 (月火木) "	吉 田 進
第21係 (月水金) "	瀧 川 勝 子	第21係 (月水金) "	瀧 川 勝 子
			朝 田 和 男 (龍野簡裁から)
第22係 (月火木) "	南 正 一	第22係 (月火木) "	南 正 一
第2 民事特殊事件係 (即決和解, 公示催告, 督促, 保全, 非訟等) (毎日)		第2 民事特殊事件係 (即決和解, 公示催告, 督促, 保全, 非訟等) (毎日)	
裁判官 (兼) 井 上 直 哉		裁判官 (兼) 井 上 直 哉	
" 村 岡 寛		" 村 岡 寛	
" 佐 藤 有 司 (名古屋簡裁～)			
" 佐 伯 美 保		" 佐 伯 美 保	
" 松 野 勝 德		" 松 野 勝 德	
" 中 山 一 馬		" 中 山 一 馬	
" 小 林 勘 一 郎 (加古川簡裁から)		" 小 林 勘 一 郎	
" 山 下 雅 資 (伊賀簡裁から)		" 山 下 雅 資	
" 和 田 一 臣 (社簡裁から)		" 和 田 一 臣	
" 西 村 実 信 (甲賀簡裁から)		" 西 村 実 信	
" 川 副 勝 己 (新見・高梁簡裁から)		" 川 副 勝 己	
" 水 野 和 雄 (神戸簡裁から)		" 水 野 和 雄	
" 荘 谷 誠 (富田林簡裁から)		" 荘 谷 誠	
" (兼) 大 迫 隆 二		" (兼) 大 迫 隆 二	
" (兼) 久 保 隆 俊		" (兼) 久 保 隆 俊	
" (兼) 吉 田 進		" (兼) 吉 田 進	
第3 調停係 (毎日)		第3 調停係 (毎日)	

【機密性 2】

第1係	裁判官	諫 武 高 行	第1係	裁判官	諫 武 高 行
	〃	増 田 耕 兒		〃	増 田 耕 兒
第2係	〃	倉 田 孝 雄	第2係	〃	倉 田 孝 雄
第3係	〃	有 田 穎 宏	第3係	〃	有 田 穎 宏
第4係	〃	大 家 嘉 朗	第4係	〃	大 家 嘉 朗
第5係	〃	加 藤 優	第5係	〃	加 藤 優
第4 刑事公判係			第4 刑事公判係		
第1係 (月水木)	裁判官	(兼) 松 林 秀 樹	第1係 (月水木)	裁判官	(兼) 松 林 秀 樹
第2係 (月水木)	〃	並 木 正 男	第2係 (月水木)	〃	並 木 正 男
第5 略式係 (毎日)			第5 略式係 (毎日)		
(1) 普通略式係			(1) 普通略式係		
裁判官	松 林 秀 樹		裁判官	松 林 秀 樹	
〃	(兼) 並 木 正 男		〃	(兼) 並 木 正 男	
〃	(兼) 上 原 宏 光		〃	(兼) 上 原 宏 光	
〃	(兼) 松 尾 真 一		〃	(兼) 松 尾 真 一	
〃	(兼) 船 越 英 明		〃	(兼) 船 越 英 明	
〃	(兼) 宮 部 稔		〃	(兼) 宮 部 稔	
(2) 交通即決略式係			(2) 交通即決略式係		
裁判官	臼 井 康 雄		裁判官	臼 井 康 雄	
〃	植 田 武 志		〃	植 田 武 志	
			〃	立 川 唱 寛	
					<u>(堺簡裁から)</u>
第6 令状係 (毎日)			第6 令状係 (毎日)		
裁判官	(兼) 長瀬 敬昭		裁判官	(兼) 長瀬 敬昭	
〃	(兼) 後藤 有己		〃	(兼) 後藤 有己	
〃	(兼) 行方 美和		〃	(兼) 行方 美和	
〃	(兼) 安福 幸江		〃	(兼) 安福 幸江	
〃	(兼) 梶川 匠志		〃	(兼) 梶川 匠志	
〃	(兼) 松本 英男		〃	(兼) 松本 英男	
〃	(兼) 恒光 直樹		〃	(兼) 恒光 直樹	
〃	(兼) 井谷 喬		〃	(兼) 井谷 喬	
〃	(兼) 伊藤 佑貴		〃	(兼) 伊藤 佑貴	
〃	(兼) 水谷 翔		〃	(兼) 水谷 翔	
〃	(兼) 森 朋美		〃	(兼) 森 朋美	
〃	(兼) 青木 崇史		〃	(兼) 青木 崇史	
〃	上原 宏光		〃	上原 宏光	
〃	松尾 真一		〃	松尾 真一	
〃	船越 英明		〃	船越 英明	
〃	宮部 稔		〃	宮部 稔	
			〃	池尻 修三	

<p>〃 (兼) 並木正男 〃 (兼) 松林秀樹</p>	<p>(日田簡裁から) 〃 高山正之 (大隅簡裁から) 〃 伊葉国功 (壱岐簡裁から) 〃 宮川 隆 (八幡浜・宇和島・松山簡裁から) 〃 菅 浩次 (諫早簡裁から) 〃 藤田康夫 (和歌山・橋本簡裁から) 〃 (兼) 並木正男 〃 (兼) 松林秀樹</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>第2章 堺簡易裁判所 (裁判事務の分配) 第43条 堺簡易裁判所における裁判事務の分配は、次のとおりとする。 裁判官 立川唱寛 (大阪簡裁へ) 民事訴訟事件の5分の2 民事少額訴訟事件の5分の2 少額訴訟債権執行に関する事件の5分の2 督促事件 (支払督促申立却下処分に対する異議事件、仮執行宣言の申立却下処分に対する異議事件及び地方裁判所の管轄に属する事件の不合法督促異議事件) 公示催告事件 即決和解事件 民事過料事件 民事保全事件の5分の3 民事雑事件の5分の2 刑事公判事件 刑事正式裁判事件 (当該裁判官の関与した略式命令事件を除く。)</p>	<p>第2章 堺簡易裁判所 (裁判事務の分配) 第43条 堺簡易裁判所における裁判事務の分配は、次のとおりとする。 裁判官 松田亨 (任官) 民事訴訟事件の5分の2 民事少額訴訟事件の5分の2 少額訴訟債権執行に関する事件の5分の2 民事保全事件の5分の2 民事雑事件の5分の2</p>

<p><u>交通切符（三者即日処理方式）による略式命令事件</u></p> <p>刑事雜事件の 5 分の 2</p> <p>裁判官 三浦 恵</p> <p>民事訴訟事件の 5 分の 2</p> <p>民事少額訴訟事件の 5 分の 2</p> <p>少額訴訟債権執行に関する事件の 5 分の 2</p> <p>民事保全事件の <u>5 分の 2</u></p> <p>民事雜事件の 5 分の 2</p> <p><u>交通切符（三者即日処理方式）による略式命令事件を除く刑事略式命令事件（待命）の 5 分の 2</u></p> <p>刑事雜事件の 5 分の 2</p> <p><u>他の裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件</u></p> <p>(中略)</p> <p>第 3 章 岸和田簡易裁判所</p> <p>(裁判事務の分配)</p>	<p><u>交通切符（三者即日処理方式）による略式命令事件を除く刑事略式命令事件（待命）の 5 分の 2</u></p> <p>刑事雜事件の 5 分の 2</p> <p><u>他の裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件</u></p> <p>裁判官 三浦 恵</p> <p>民事訴訟事件の 5 分の 2</p> <p>民事少額訴訟事件の 5 分の 2</p> <p>少額訴訟債権執行に関する事件の 5 分の 2</p> <p><u>督促事件（支払督促申立て却下処分に対する異議事件、仮執行宣言の申立て却下処分に対する異議事件及び地方裁判所の管轄に属する事件の不適法督促異議事件）</u></p> <p><u>公示催告事件</u></p> <p><u>即決和解事件</u></p> <p><u>民事過料事件</u></p> <p>民事保全事件の <u>5 分の 3</u></p> <p>民事雜事件の 5 分の 2</p> <p><u>刑事公判事件</u></p> <p><u>刑事正式裁判事件（当該裁判官の関与した略式命令事件を除く。）</u></p> <p><u>交通切符（三者即日処理方式）による略式命令事件</u></p> <p>刑事雜事件の 5 分の 2</p> <p>(中略)</p> <p>第 3 章 岸和田簡易裁判所</p> <p>(裁判事務の分配)</p>
---	--

【機密性 2】

第47条 岸和田簡易裁判所における裁判事務の分配は、次のとおりとする。

(中略)

裁判官 (代行) 荻 谷 誠
(職務代行解消)

民事訴訟事件（再審請求事件を含む。）の2分の1
刑事公判事件
刑事略式命令事件
交通待命（切符）略式命令事件
更生保護法第52条第6項の規定による特別遵守事項の設定又は変更に関する求意見に係る事務

(中略)

第4章 その他の簡易裁判所

（裁判官の配置及び事務の分配）

第51条 大阪簡易裁判所、堺簡易裁判所及び岸和田簡易裁判所を除くその他の簡易裁判所における裁判官の配置及び裁判事務の分配は、次のとおりとする。

(中略)

(3) 吹田簡易裁判所

裁判官 白崎省吾

民事訴訟事件の3分の2

民事訴訟事件を除くその他の民事事件
代行裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件

裁判官 (代行) 佐藤有司
(職務代行解消)

民事訴訟事件の3分の1

令状事件の5分の1

刑事正式裁判事件（公職選挙法違反事件及び当該裁判官の関与した刑事略式

第47条 岸和田簡易裁判所における裁判事務の分配は、次のとおりとする。

(中略)

裁判官 (代行) 矢野靖人
(職務代行発令)

民事訴訟事件（再審請求事件を含む。）の2分の1
刑事公判事件
刑事略式命令事件
交通待命（切符）略式命令事件
更生保護法第52条第6項の規定による特別遵守事項の設定又は変更に関する求意見に係る事務

(中略)

第4章 その他の簡易裁判所

（裁判官の配置及び事務の分配）

第51条 大阪簡易裁判所、堺簡易裁判所及び岸和田簡易裁判所を除くその他の簡易裁判所における裁判官の配置及び裁判事務の分配は、次のとおりとする。

(中略)

(3) 吹田簡易裁判所

裁判官 白崎省吾

民事事件

代行裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件

裁判官 (代行) 川副勝巳
(職務代行発令)

刑事正式裁判事件（公職選挙法違反事件及び当該裁判官の関与した刑事略式

【機密性 2】

<p>命令事件を除く。) 刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件</p>	<p>命令事件を除く。) 刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(7) 富田林簡易裁判所 裁判官 <u>苅谷 誠</u> (大阪簡裁へ) 民事事件 代行裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件 裁判官(代行) 宮部 稔 刑事正式裁判事件(公職選挙法違反事件及び当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。) 刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件</p>	<p>(7) 富田林簡易裁判所 裁判官 <u>矢野 靖人</u> (広島簡裁から) 民事事件 代行裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件 裁判官(代行) 宮部 稔 刑事正式裁判事件(公職選挙法違反事件及び当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。) 刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>第 6 編 司法行政事務の代理順序 (司法行政事務の代理) 第54条 所長に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者の順序は、次のとおりとする。</p>	<p>第 6 編 司法行政事務の代理順序 (司法行政事務の代理) 第54条 所長に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者の順序は、次のとおりとする。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>6 堺簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者の順序は、次のとおりとする。</p>	<p>6 堺簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者の順序は、次のとおりとする。</p>
<p>第1順位 裁判官 <u>立川 唱 寛</u> 第2順位 裁判官 <u>三浦 恵</u></p>	<p>第1順位 裁判官 <u>松田 亨</u> 第2順位 裁判官 <u>三浦 恵</u></p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和4年3月25日から施行する。</u></p>	

【機密性 2】

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

（令和4年3月3日諮詢）

（令和4年4月1日実施）

現 行	変 更 後
(第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項) 別表1	(第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項) 別表1
裁判官の配置及び開廷日割	裁判官の配置及び開廷日割
第1民事部（保全部）（毎日）	第1民事部（保全部）（毎日）
裁判官 井上直哉	裁判官 井上直哉
〃 一原友彦	〃 三宅知三郎
（高松高裁へ）	（第17民事部から）
〃 能宗美和	〃 太田多恵
（第19民事部へ）	（札幌家裁から）
〃	〃 林奈桜
	（大津家裁彦根支部から）
〃	〃 豊臣亮輔
	（第2民事部から）
〃	〃 丸林裕矢
	（第19民事部から）
〃 永田雄一	〃 永田雄一
〃 鈴木喬	
（神戸地裁へ）	
〃 村尾和泰	
（広島地裁へ）	
〃 岸田二郎	
（第25民事部へ）	
〃 富岡健史	
（津地裁伊勢支部へ）	
〃 結城康介	
（東京地裁へ）	
〃 内藤陽子	〃 内藤陽子
	〃 浜崎俊文
	（第16民事部から）
〃 (兼)井谷喬	〃 (兼)井谷喬
〃 森田千尋	〃 須藤奈未
（第10刑事部へ）	（第15民事部から）
〃 中澤崇晶	〃 中澤崇晶

【機密性 2】

<p>〃 初 谷 湧 紀 (大分地裁へ)</p>	
<p>〃 藤 田 一 真 (第 15 民事部へ)</p>	
<p>〃 亀 井 健 斗 〃 中 川 和 俊 〃 林 憲 太 朗</p>	<p>亀 井 健 斗 中 川 和 俊</p>
<p>(第 15 民事部へ)</p>	
<p>〃 (兼) 澄 川 ほ な み (兼務解消)</p>	
<p>第 2 民事部 (租税・行政部) (月火水金)</p>	<p>第 2 民事部 (租税・行政部) (月火水金)</p>
<p>裁 判 官 森 鍵 一 〃 日 比 野 幹 〃 田 迅 晓 志</p>	<p>裁 判 官 森 鍵 一 〃 日 比 野 幹 〃 田 迅 晓 志</p>
<p>〃 岡 田 総 司 (山口家裁岩国支部へ)</p>	<p>〃 立 仙 早 矢 (那霸地裁から)</p>
<p>〃 豊 臣 亮 輔 (第 1 民事部へ)</p>	
<p>第 3 民事部 (普通部) (月火木金)</p>	<p>第 3 民事部 (普通部) (月火木金)</p>
<p>裁 判 官 林 潤 〃 小 河 好 美 〃 木 上 寛 子</p>	<p>裁 判 官 林 潤 〃 小 河 好 美 〃 棚 橋 知 子</p>
<p>(鹿児島地裁へ) 〃 吉 田 開</p>	<p>(福井地裁敦賀支部から) 〃 吉 田 開</p>
<p>第 4 民事部 (商事部) (毎日)</p>	<p>第 4 民事部 (商事部) (毎日)</p>
<p>裁 判 官 谷 村 武 則 〃 小 川 紀 代 子 〃 三 重 野 真 人</p>	<p>裁 判 官 谷 村 武 則 〃 小 川 紀 代 子 〃 三 重 野 真 人</p>
<p>第 5 民事部 (労働部) (毎日)</p>	<p>第 5 民事部 (労働部) (毎日)</p>
<p>裁 判 官 中 山 誠 一 (第 6 民事部へ)</p>	<p>裁 判 官 横 田 昌 紀 (第 25 民事部から)</p>
<p>〃 上 田 賀 代 (岡山地裁へ)</p>	<p>〃 (兼) 中 山 誠 一 (兼務発令)</p>
<p>〃 濑 田 俊 秀 〃 安 西 儀 晃</p>	<p>〃 濑 田 俊 秀</p>
<p>(鳥取地裁へ) 〃 佐 々 木 隆 憲</p>	<p>〃 佐 々 木 隆 憲 長 谷 川 武 久</p>

【機密性 2】

		<u>(京都地裁福知山支部から)</u>	
〃	岩崎 雄亮	〃	岩崎 雄亮
〃	岩佐 圭祐	〃	岩佐 圭祐
〃		〃	植村 一仁
			<u>(名古屋地裁から)</u>
〃	藤村 享司	〃	藤村 享司
第6民事部(倒産部) (毎日)		第6民事部(倒産部) (毎日)	
裁判官	福田 修久	裁判官	中山 誠一
	(大阪高裁へ)		(第5民事部から)
〃	松永 晋介	〃	松永 晋介
〃	小川 貴寛	〃	小川 貴寛
〃	吉田 真紀		
			<u>(岡山地裁へ)</u>
〃	金川 誠	〃	金川 誠
		〃	藤田 洋祐
			<u>(第14民事部から)</u>
〃	竹田 泰樹	〃	竹田 泰樹
第7民事部(租税・行政部) (月火木金)		第7民事部(租税・行政部) (月火木金)	
裁判官	山地 修	裁判官	徳地 淳
	(大阪法務局へ)		(福岡地裁から)
〃	新宮 智之	〃	新宮 智之
〃	太田 章子	〃	太田 章子
〃	山田 慎悟		
			<u>(和歌山地裁田辺・御坊支部へ)</u>
〃	関堯熙	〃	関堯熙
第8民事部(普通部) (月水木金)		第8民事部(普通部) (月水木金)	
裁判官	中尾 彰	裁判官	中尾 彰
〃	松本 明子	〃	松本 明子
〃	遠藤 謙太郎	〃	遠藤 謙太郎
〃		〃	神永 晓
			<u>(東京法務局訟務部付から)</u>
〃	斎野 拓輝	〃	斎野 拓輝
第9民事部(普通部) (火水木金)		第9民事部(普通部) (火水木金)	
裁判官	達野 ゆき	裁判官	達野 ゆき
〃	相澤 千尋	〃	相澤 千尋
〃	伊藤 拓也	〃	伊藤 拓也
〃	林村 優雅	〃	林村 優雅
第10民事部(建築・調停部) (毎日)		第10民事部(建築・調停部) (毎日)	
裁判官	中川 博文	裁判官	中川 博文
〃	塙田 奈保	〃	

<u>(和歌山家裁へ)</u>	
"	和田 将紀
"	鈴木 雅久
"	(兼) 永田 雄一
<u>(福井地裁から)</u>	
第 1 1 民事部 (普通部) (月水木金)	
裁 判 官	土井 文美
"	後藤 誠
	<u>(宮崎地裁へ)</u>
"	神谷 善英
	<u>(福井地裁へ)</u>
"	小島 務
"	(兼) 関 光熙
"	澄川 ほなみ
	<u>(第 2 5 民事部へ)</u>
第 1 2 民事部 (普通部) (月火水金)	
裁 判 官	武田 瑞佳
	<u>(第 1 5 民事部へ)</u>
"	佐藤 文子
"	鷺坂 計知
"	柏木 桃子
第 1 3 民事部 (普通部) (火水木金)	
裁 判 官	松本 明敏
"	長田 雅之
"	伊澤 大介
"	(兼) 亀井 健斗
"	(兼) 中川 和俊
"	櫻井 雅典
第 1 4 民事部 (執行部) (毎日)	
裁 判 官	金地 香枝
"	相澤 聰
"	金 洪周
"	藤田 洋祐
	<u>(第 6 民事部へ)</u>
第 1 5 民事部 (交通部) (毎日)	
裁 判 官	石丸 将利
	<u>(第 1 6 民事部へ)</u>
<u>(福井地裁から)</u>	
第 1 1 民事部 (普通部) (月水木金)	
裁 判 官	土井 文美
"	石原 和孝
	<u>(津地裁熊野支部から)</u>
"	奥田 達生
	<u>(最高裁行政局付から)</u>
"	小島 務
"	(兼) 関 光熙
"	宮澤 裕登
	<u>(第 5 刑事部から)</u>
第 1 2 民事部 (普通部) (月火水金)	
裁 判 官	小田 真治
	<u>(東京地裁から)</u>
"	<u>(兼) 武田 瑞佳</u>
	<u>(兼務発令)</u>
"	佐藤 文子
"	鷺坂 計知
"	柏木 桃子
第 1 3 民事部 (普通部) (火水木金)	
裁 判 官	松本 明敏
"	長田 雅之
"	伊澤 大介
"	(兼) 亀井 健斗
"	(兼) 中川 和俊
"	櫻井 雅典
第 1 4 民事部 (執行部) (毎日)	
裁 判 官	金地 香枝
"	相澤 聰
"	金 洪周
"	秋本 圓香
	<u>(名古屋地裁半田支部から)</u>
第 1 5 民事部 (交通部) (毎日)	
裁 判 官	武田 瑞佳
	<u>(第 1 2 民事部から)</u>

		(兼) 石 丸 将 利 (兼務発令)
//	寺 垣 孝 彦 (福岡地裁小倉支部へ)	
//	島 田 正 人	島 田 正 人
//	永 野 公 規	
//	(広島地裁尾道支部へ)	
//	溝 口 優	溝 口 優
//	(兼) 村 尾 和 泰 (兼務解消)	
//	久 保 貴 紀	久 保 貴 紀
//	木 戸 口 恒 成	木 戸 口 恒 成
//	松 田 康 孝	藤 田 一 真
//	(岐阜地裁御嵩支部へ)	(長野地裁伊那支部から)
//	(兼) 岡 田 総 司 (兼務解消)	(第1民事部から)
//	須 藤 奈 未 (第1民事部へ)	林 憲 太 郎 (第1民事部から)
第16民事部(普通部) (月水木金)		第16民事部(普通部) (月水木金)
裁 判 官	本 田 能 久 (東京高裁へ)	石 丸 将 利 (第15民事部から)
//	堀 部 麻 記 子	堀 部 麻 記 子
//	浜 崎 俊 文 (第1民事部へ)	村 上 貴 昭 (最高裁総務局付から)
//	広 嶋 玲 哉 (第6刑事部へ)	
第17民事部(医事部) (月火水木)		第17民事部(医事部) (月火水木)
裁 判 官	徳 増 誠 一	徳 増 誠 一
//	三 宅 知 三 郎 (第1民事部へ)	(兼) 三 宅 知 三 郎 (兼務発令)
//	井 上 結 美 子	葛 西 功 洋 (横浜地裁から)
//	西 田 篤 史	井 上 結 美 子
第18民事部(普通部) (月火水金)		西 田 篤 史
裁 判 官	横 田 典 子	第18民事部(普通部) (月火水金)
//	玉 田 雅 義	横 田 典 子
//	中 山 周 子	玉 田 雅 義
		中 山 周 子

【機密性 2】

<p>〃 小草啓紀 (第1刑事部へ)</p> <p>第19民事部(医事部) (毎日)</p> <p>裁判官 田口治美 〃 甲元依子 (東京地裁立川支部へ)</p> <p>〃 田郷岡正哲 (横浜地裁へ)</p> <p>〃 丸林裕矢 (第1民事部へ)</p> <p>第20民事部(医事部) (月火水金)</p> <p>裁判官 富上智了 〃 植田裕紀久 〃 並河智子 (札幌家裁へ)</p> <p>〃 大西康平</p> <p>第21民事部(知的財産権部) (火木)</p> <p>裁判官 武宮英子 〃 杉浦一輝 〃 (兼)布目真利子 〃 峯健一郎</p> <p>第22民事部(普通部) (火水木金)</p> <p>裁判官 龍見昇 (大阪高裁へ) 〃 甲元雅之 (横浜地裁へ)</p> <p>〃 坂川波奈子 〃 大山洗来 (弁護士職務経験)</p> <p>第23民事部(普通部) (月火水木)</p> <p>裁判官 西岡繁靖 〃 石川千咲 (福岡高裁へ) 〃 大久保俊策 (広島地裁福山支部へ)</p> <p>〃 上田郁也</p>	<p>〃 比舍昌志 (第13刑事部から)</p> <p>第19民事部(医事部) (毎日)</p> <p>裁判官 田口治美 〃 能宗美和 (第1民事部から)</p> <p>〃 小川貴裕 (法務省民事局付から)</p> <p>〃 (兼)丸林裕矢 (兼務発令)</p> <p>〃 小西池将 (第6刑事部から)</p> <p>第20民事部(医事部) (月火水金)</p> <p>裁判官 富上智了 〃 長谷川利明 (高松高裁から)</p> <p>〃 植田裕紀久 〃 大西康平</p> <p>第21民事部(知的財産権部) (火木)</p> <p>裁判官 武宮英子 〃 杉浦一輝 〃 (兼)布目真利子 〃 峯健一郎</p> <p>第22民事部(普通部) (火水木金)</p> <p>裁判官 松本展幸 (大阪高裁から) 〃 直江泰輝 (最高裁総務局付から)</p> <p>〃 坂川波奈子 〃 大西康平</p> <p>第23民事部(普通部) (月火水木)</p> <p>裁判官 西岡繁靖 〃 芝田由平 (福岡法務局訟務部付から) 〃 河野申二郎 (大阪高裁から)</p> <p>〃 上田郁也</p>
---	--

【機密性 2】

<p>第24民事部（普通部）（月火木金）</p> <p>裁判官 池上尚子 〃 山口敦士 〃 鈴木基之 〃 鈴村悠恭</p> <p>第25民事部（普通部）（火水木金）</p> <p>裁判官 <u>横田昌紀</u> (第5民事部へ)</p> <p>〃 <u>菅野昌彦</u> (千葉地裁八日市場支部へ)</p> <p>〃 <u>織川逸平</u> (那覇地裁名護支部へ)</p> <p>〃 <u>岡野哲郎</u> (第14刑事部へ)</p> <p>第26民事部（知的財産権部）（月木）</p> <p>裁判官 <u>杉浦正樹</u> (東京地裁へ)</p> <p>〃 (兼) <u>杉浦一輝</u> 〃 <u>布目真利子</u> 〃 (兼) <u>峯健一郎</u></p> <p>(中略)</p> <p>第3編 本庁刑事部 第2章 裁判事務の分配</p> <p>(中略)</p> <p>第19条 刑事補償請求事件、刑事訴訟法第188条の3、第362条、第500条、第501条及び第502条による申立事件並びに総合法律支援法第39条第3項による申立事件は、本案の裁判をした部に配付する。ただし、本案の裁判をした部が第4部であるときは、令状部を除く各部に順次配付する。</p>	<p>第24民事部（普通部）（月火木金）</p> <p>裁判官 池上尚子 〃 山口敦士 〃 鈴木基之 〃 鈴村悠恭</p> <p>第25民事部（普通部）（火水木金）</p> <p>裁判官 <u>小川嘉基</u> (東京高裁から)</p> <p>〃 (兼) <u>横田昌紀</u> (兼務発令)</p> <p>〃 <u>宮崎純一郎</u> (札幌高裁から)</p> <p>〃 <u>岸田二郎</u> (第1民事部から)</p> <p>〃 <u>澄川ほなみ</u> (第11民事部から)</p> <p>〃 (兼) <u>岡野哲郎</u> (兼務発令)</p> <p>第26民事部（知的財産権部）（月木）</p> <p>裁判官 <u>松阿彌隆</u> (高松高裁から)</p> <p>〃 (兼) <u>杉浦一輝</u> 〃 <u>布目真利子</u> 〃 (兼) <u>峯健一郎</u></p> <p>(中略)</p> <p>第3編 本庁刑事部 第2章 裁判事務の分配</p> <p>(中略)</p> <p>第19条 刑事補償請求事件、刑事訴訟法第188条の3、第362条、第500条、第501条及び第502条による申立事件並びに総合法律支援法第39条第3項による申立事件は、本案の裁判をした部に配付する。ただし、本案の裁判をした部が第4部又は第11部であるときは、令状部を除く各部に順次配付する。</p>
--	---

【機密性 2】

(中略)	(中略)
8 刑事訴訟法第 96 条第 3 項の請求事件は、本案の裁判をした部に配付する。ただし、本案の裁判をした部が第 4 部であるときは、令状部を除く各部に順次配付する。	8 刑事訴訟法第 96 条第 3 項の請求事件は、本案の裁判をした部に配付する。ただし、本案の裁判をした部が第 4 部 <u>又は第 11 部</u> であるときは、令状部を除く各部に順次配付する。
9 組織的犯罪処罰法第 62 条第 1 項（麻薬特例法第 23 条により組織的犯罪処罰法第 6 章の規定による共助の例によるとされる場合及び不正競争防止法第 40 条により組織的犯罪処罰法第 6 章の規定による共助の例によるとされる場合を含む。）の審査請求事件は、令状部を除く各部に順次配付し、同法第 65 条第 1 項（麻薬特例法第 23 条により組織的犯罪処罰法第 6 章の規定による共助の例によるとされる場合及び不正競争防止法第 40 条により組織的犯罪処罰法第 6 章の規定による共助の例によるとされる場合を含む。）の取消請求事件は、当該決定をした部に配付する。ただし、当該決定をした部が第 4 部であるときは、令状部を除く各部に順次配付する。	9 組織的犯罪処罰法第 62 条第 1 項（麻薬特例法第 23 条により組織的犯罪処罰法第 6 章の規定による共助の例によるとされる場合及び不正競争防止法第 40 条により組織的犯罪処罰法第 6 章の規定による共助の例によるとされる場合を含む。）の審査請求事件は、令状部を除く各部に順次配付し、同法第 65 条第 1 項（麻薬特例法第 23 条により組織的犯罪処罰法第 6 章の規定による共助の例によるとされる場合及び不正競争防止法第 40 条により組織的犯罪処罰法第 6 章の規定による共助の例によるとされる場合を含む。）の取消請求事件は、当該決定をした部に配付する。ただし、当該決定をした部が第 4 部 <u>又は第 11 部</u> であるときは、令状部を除く各部に順次配付する。
(中略)	(中略)
第 21 条 裁判官に病気その他長期の差し支えが生じたとき、一つの部に係属する事件が著しく多数に達したとき、その他相当の理由があるときは、裁判部事務等検討委員会は、相当の期間その部に対する事件の配付を全部若しくは一部停止し、又はその部に係属する事件の全部若しくは一部を他の部に移すことができる。	第 21 条 裁判官に病気その他長期の差し支えが生じたとき、一つの部に係属する事件が著しく多数に達したとき、その他相当の理由があるときは、裁判部事務等検討委員会は、相当の期間その部に対する事件の配付を全部若しくは一部停止し、又はその部に係属する事件の全部若しくは一部を他の部に移すことができる。
(中略)	(中略)
4 第 4 部には、当分の間、事件を配付しない。	4 第 4 部 <u>及び第 11 部</u> には、当分の間、事件を配付しない。
(中略)	(中略)
(第 3 編（本庁刑事部）第 3 章第 22 条第 1 項)	(第 3 編（本庁刑事部）第 3 章第 22 条第 1 項)

【機密性 2】

別表3

裁判官の配置及び開廷日割

第1刑事部（普通部）（毎日）

裁判官	森島 聰 (名古屋地裁へ)
〃	日高 真悟 (最高裁判事局付へ)
〃	佐藤 壮一郎 (那霸地裁へ)

第2刑事部（普通部）（毎日）

裁判官	西川 篤志
〃	岩田 康平 (裁判所職員総合研修所へ)
〃	竹本 真梨子

第3刑事部（普通部）（毎日）

裁判官	御山 真理子
〃	千葉 康一
〃	楠本 康太 (弁護士職務経験へ)

第4刑事部（普通部）（毎日）

裁判官	内藤 裕之
〃	(兼) 日高 真悟 (兼務解消)
〃	(兼) 佐藤 壮一郎 (兼務解消)

第5刑事部（普通部）（毎日）

裁判官	中川 綾子
〃	久禮 博一 (第2刑事部へ)
〃	荒木 精一 (福岡高裁宮崎支部へ)
〃	宮澤 裕登 (第11民事部へ)

第6刑事部（普通部）（毎日）

裁判官	大寄 淳
〃	沖 敦子

別表3

裁判官の配置及び開廷日割

第1刑事部（普通部）（毎日）

裁判官	加藤 陽 (大阪高裁から)
〃	大久保 優子 (名古屋高裁から)
〃	小草 啓紀 (第18民事部から)

第2刑事部（普通部）（毎日）

裁判官	西川 篤志
〃	久禮 博一 (第5刑事部から)
〃	竹本 真梨子

第3刑事部（普通部）（毎日）

裁判官	御山 真理子
〃	千葉 康一
〃	定松 祐太朗 (山口地裁から)

第4刑事部（普通部）（毎日）

裁判官	内藤 裕之
〃	(兼) 大久保 優子 (兼務発令)
〃	(兼) 小草 啓紀 (兼務発令)

第5刑事部（普通部）（毎日）

裁判官	中川 綾子
〃	恒光 直樹 (第10刑事部から)
〃	小泉 健介 (横浜地裁川崎支部から)
〃	西村 拓己 (鳥取地裁から)
〃	(兼) 宮澤 裕登 (兼務発令)

第6刑事部（普通部）（毎日）

裁判官	大寄 淳
〃	安福 幸江

【機密性 2】

<p>II (大津地裁へ) 小西池 将 (第19民事部へ)</p>	<p>II (第10刑事部から) 広嶋玲哉 (第16民事部から) II (兼) 小西池 将 (兼務発令)</p>
<p>第7刑事部(普通部) (毎日) 裁判官 佐藤弘規 II 延廣丈嗣 (函館地裁へ) II 中村暢明 (佐賀家裁唐津支部へ)</p>	<p>第7刑事部(普通部) (毎日) 裁判官 佐藤弘規 II 松本英男 (第10刑事部から) (兼) 安曇大智 (兼務発令)</p>
<p>第8刑事部(普通部) (毎日) 裁判官 田中伸一 II 本村暁宏 II 薦田淳平 (第10刑事部へ)</p>	<p>第8刑事部(普通部) (毎日) 裁判官 田中伸一 II 本村暁宏 II 安曇大智 (熊本地裁から) II (兼) 薦田淳平 (兼務発令)</p>
<p>第9刑事部(普通部) (毎日) 裁判官 矢野直邦 II 南うらら (名古屋高裁金沢支部へ) II 安藤諒 (第10刑事部へ)</p>	<p>第9刑事部(普通部) (毎日) 裁判官 矢野直邦 II 行方美和 (第10刑事部から) (兼) 広嶋玲哉 (兼務発令)</p>
<p>第10刑事部(令状部) (毎日) 裁判官 長瀬敬昭 II 後藤有己 II 行方美和 (第9刑事部へ) II 安福幸江 (第6刑事部へ) II 梶川匡志 (第12刑事部へ) II 松本英男 (第7刑事部へ) II 恒光直樹 (第5刑事部へ) II 井谷喬 II 伊藤佑貴 II 水谷翔</p>	<p>第10刑事部(令状部) (毎日) 裁判官 長瀬敬昭 II 後藤有己 II 設樂大輔 (福岡高裁から) II 金友宏平 (大分地裁から) II 森田千尋 (第1民事部から) II 山田明日香 (千葉地裁から) II 井谷喬 II 伊藤佑貴 II 水谷翔</p>

【機密性 2】

<p>森 朋 美 (大分地裁へ)</p> <p>青 木 崇 史</p> <p>第 1 1 刑事部 (普通部) (毎日)</p> <p>裁 判 官 佐 藤 卓 生 (東京高裁へ)</p> <p>福 間 匠 (前橋地裁桐生支部へ)</p> <p>新 居 拓 馬 (法務省民事局へ)</p> <p>第 1 2 刑事部 (租税部) (毎日)</p> <p>裁 判 官 渡 部 市 郎</p> <p>坂 本 好 司 (大阪高裁へ)</p> <p>中 山 知</p> <p>尾 嶋 翔 一 (法務省訟務局へ)</p> <p>第 1 3 刑事部 (普通部) (毎日)</p> <p>裁 判 官 丸 田 順 (大阪高裁へ)</p> <p>梅 澤 利 昭</p> <p>比 舎 昌 志 (第 1 8 民事部へ)</p> <p>第 1 4 刑事部 (普通部) (毎日)</p> <p>裁 判 官 坂 口 裕 俊</p> <p>湯 川 亮</p> <p>若 園 怜 (秋田地裁へ)</p> <p>第 1 5 刑事部 (普通部) (毎日)</p> <p>裁 判 官 松 田 道 別 (大阪高裁へ)</p> <p>栗 原 保 (神戸地裁姫路支部へ)</p> <p>船 戸 宏 之 (宮崎地裁へ)</p> <p>小 澤 光</p>	<p>青 木 崇 史</p> <p>安 藤 謙 (第 9 刑事部から)</p> <p>薦 田 淳 平 (第 8 刑事部から)</p> <p>第 1 1 刑事部 (普通部) (毎日)</p> <p>裁 判 官 (兼) 内 藤 裕 之 (兼務発令)</p> <p>(兼) 大久保 優 子 (兼務発令)</p> <p>(兼) 小 草 啓 紀 (兼務発令)</p> <p>第 1 2 刑事部 (租税部) (毎日)</p> <p>裁 判 官 渡 部 市 郎</p> <p>梶 川 匡 志 (第 1 0 刑事部から)</p> <p>中 山 知</p> <p>今 泉 風 太 (宮崎地裁から)</p> <p>第 1 3 刑事部 (普通部) (毎日)</p> <p>裁 判 官 岩 崎 邦 生 (奈良地裁から)</p> <p>梅 澤 利 昭</p> <p>(兼) 比 舎 昌 志 (兼務発令)</p> <p>第 1 4 刑事部 (普通部) (毎日)</p> <p>裁 判 官 坂 口 裕 俊</p> <p>湯 川 亮</p> <p>岡 野 哲 郎 (第 2 5 民事部から)</p> <p>第 1 5 刑事部 (普通部) (毎日)</p> <p>裁 判 官 末 弘 陽 一 (大阪高裁から)</p> <p>三 泽 節 史 (旭川地裁から)</p> <p>高 橋 里 奈 (岡山地裁から)</p> <p>小 澤 光</p>
---	--

(第3編(本庁刑事部)第3章第23条第1号)
別表4

刑事各部の代理関係

代理部各部	第1順位	第2順位	第3順位
第1部	第2部	第3部	第9部
第2部	第3部	第1部	第8部
第3部	第1部	第2部	<u>第8部</u>
第5部	<u>第14部</u>	<u>第15部</u>	<u>第11部</u>
第6部	第9部	第7部	第8部
第7部	第8部	第6部	第9部
第8部	第7部	第9部	第6部
第9部	第6部	第8部	第7部
<u>第11部</u>	<u>第13部</u>	<u>第12部</u>	<u>第5部</u>
<u>第12部</u>	<u>第11部</u>	<u>第13部</u>	<u>第15部</u>
<u>第13部</u>	<u>第12部</u>	<u>第11部</u>	<u>第14部</u>
<u>第14部</u>	<u>第15部</u>	第5部	第13部
<u>第15部</u>	第5部	第14部	第12部

第4編 支 部
第1章 堺 支 部

(裁判官の配置)

第24条 堺支部における裁判官の配置は、次のとおりとする。

第1民事部A

裁判官	浜 本 章 子
〃	藤 野 美 子
〃	蛇 名 日奈子
〃	<u>國 分 綾</u>
<u>(堺支部第1民事部Bへ)</u>	
〃	(兼) 湯 浅 徳 恵
〃	<u>(兼) 村 瀬 洋 朗</u>
<u>(兼務解消)</u>	
〃	<u>唐 津 祐 吾</u>
<u>(札幌法務局へ)</u>	
〃	浅 井 翼

第1民事部B

裁判官 (兼) 木 太 伸 広

(第3編(本庁刑事部)第3章第23条第1号)
別表4

刑事各部の代理関係

代理部各部	第1順位	第2順位	第3順位
第1部	第2部	第3部	第9部
第2部	第3部	第1部	第8部
第3部	第1部	第2部	<u>第7部</u>
第5部	<u>第15部</u>	<u>第14部</u>	<u>第12部</u>
第6部	第9部	第7部	第8部
第7部	第8部	第6部	第9部
第8部	第7部	第9部	第6部
第9部	第6部	第8部	第7部
第12部	<u>第13部</u>	<u>第15部</u>	<u>第14部</u>
第13部	第12部	<u>第15部</u>	<u>第5部</u>
第14部	第15部	第5部	第13部
第15部	第5部	第14部	第12部

第4編 支 部
第1章 堺 支 部

(裁判官の配置)

第24条 堺支部における裁判官の配置は、次のとおりとする。

第1民事部A

裁判官	浜 本 章 子
〃	藤 野 美 子
〃	蛇 名 日奈子
〃	<u>(兼) 國 分 綾</u>
<u>(兼務発令)</u>	
〃	(兼) 湯 浅 徳 恵

第1民事部B

裁判官 (兼) 木 太 伸 広

【機密性 2】

<p>〃 (兼) 藤野美子 〃 (兼) 蛭名日奈子 〃 (兼) 國分綾 <u>(兼務解消)</u> 〃 湯浅徳恵 〃 (兼) 船戸容子 <u>(兼務解消)</u> 〃 村瀬洋朗 <u>(松山家裁へ)</u> 〃 (兼) 唐津祐吾 <u>(兼務解消)</u> 〃 (兼) 本田真理子 〃 (兼) 柿部泰宏 〃 (代行) 初谷湧紀 <u>(職務代行解消)</u> 〃 (兼) 山根直輝</p>	<p>〃 (兼) 藤野美子 〃 (兼) 蛭名日奈子 〃 國分綾 <u>(堺支部第1民事部Aから)</u> 〃 湯浅徳恵 〃 (兼) 琴岡佳美 <u>(兼務発令)</u> 〃 (兼) 本田真理子 〃 (兼) 柿部泰宏 〃 (兼) 山根直輝 〃 (兼) 浅井翼 <u>(兼務発令)</u> 〃 (代行) 薦田淳平 <u>(職務代行発令)</u></p>
<p>第2民事部 裁判官 木太伸広 〃 船戸容子 <u>(京都地裁へ)</u> 〃 山根直輝</p>	<p>第2民事部 裁判官 木太伸広 〃 琴岡佳美 <u>(福岡家裁から)</u> 〃 山根直輝</p>
<p>第1刑事部 裁判官 柴田厚司 〃 竹内大明 〃 藤原靖士 <u>(横浜地裁へ)</u> 〃 本田真理子 〃 (代行) 初谷湧紀 <u>(職務代行解消)</u></p>	<p>第1刑事部 裁判官 柴田厚司 〃 竹内大明 〃 杉濱美穂 <u>(部に属しない裁判官から)</u> 〃 本田真理子 〃 (代行) 薦田淳平 <u>(職務代行発令)</u></p>
<p>第2刑事部 裁判官 荒木未佳 〃 西谷大吾 〃 蜷川省吾 〃 柿部泰宏</p>	<p>第2刑事部 裁判官 荒木未佳 〃 西谷大吾 〃 蜷川省吾 〃 柿部泰宏</p>
<p>部に属しない裁判官 裁判官 濱谷由紀</p>	<p>部に属しない裁判官 裁判官 濱谷由紀</p>

<p>〃 蔡 崇 司 <u>(京都家裁へ)</u></p> <p>〃 池 田 美樹子</p> <p>〃 今 野 智 紀</p> <p>〃 関 泰 士</p> <p>〃 杉 濱 美 穂 <u>(堺支部第1刑事部へ)</u></p>	<p>〃 安 部 朋 美 <u>(岡山地裁から)</u></p> <p>〃 池 田 美樹子</p> <p>〃 今 野 智 紀</p> <p>〃 関 泰 士</p>
<p>〃 塚 上 公 裕 <u>(裁判事務の分配)</u></p> <p>第25条 堺支部における裁判事務の分配は、次のとおりとする。</p>	<p>〃 塚 上 公 裕 <u>(裁判事務の分配)</u></p> <p>第25条 堺支部における裁判事務の分配は、次のとおりとする。</p>
<p>(中略)</p> <p>(2) 民事訴訟事件は、第1民事部Aに<u>3分の2</u>、 第2民事部に<u>3分の1</u>の割合で、順次配付する。</p>	<p>(中略)</p> <p>(2) 民事訴訟事件は、第1民事部Aに<u>5分の3</u>、 第2民事部に<u>5分の2</u>の割合で、順次配付する。</p>
<p>(中略)</p> <p>第2章 岸 和 田 支 部 <u>(裁判事務の分配)</u></p> <p>第28条 岸和田支部における裁判事務の分配は、次のとおりとする。</p>	<p>(中略)</p> <p>第2章 岸 和 田 支 部 <u>(裁判事務の分配)</u></p> <p>第28条 岸和田支部における裁判事務の分配は、次のとおりとする。</p>
<p>(中略)</p> <p>裁 判 官 <u>(兼) 行 方 美 和</u> <u>(兼務解消)</u></p> <p>刑事公判事件（再審請求事件を含む。） の2分の1</p> <p>第1回公判期日前の勾留に関する処分 事件の2分の1</p> <p>医療観察法第33条第1項又は第59 条第1項若しくは第2項の申立てを受けた地方裁判所の裁判官が行う事務の 2分の1</p> <p>更生保護法第52条第6項の規定による特別遵守事項の設定又は変更に関する</p>	<p>(中略)</p> <p>裁 判 官 <u>千 葉 沙 織</u> <u>(奈良地裁から)</u></p> <p>刑事公判事件（再審請求事件を含む。） の2分の1</p> <p>第1回公判期日前の勾留に関する処分 事件の2分の1</p> <p>医療観察法第33条第1項又は第59 条第1項若しくは第2項の申立てを受けた地方裁判所の裁判官が行う事務の 2分の1</p> <p>更生保護法第52条第6項の規定による特別遵守事項の設定又は変更に関する</p>

【機密性 2】

<p>る求意見に係る事務の 2 分の 1 配当事件を除く債権執行事件の全部 財産開示事件及び第三者からの情報取得事件の 3 分の 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第 4 章に定める保護命令申立事件、保護命令の効力停止の申立事件及び保護命令の取消申立事件の 3 分の 2 起訴前の証拠保全事件及び共助事件の 2 分の 1</p>	<p>る求意見に係る事務の 2 分の 1 配当事件を除く債権執行事件の全部 財産開示事件及び第三者からの情報取得事件の 3 分の 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第 4 章に定める保護命令申立事件、保護命令の効力停止の申立事件及び保護命令の取消申立事件の 3 分の 2 起訴前の証拠保全事件及び共助事件の 2 分の 1</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>裁 判 官 <u>高 場 大 地</u> <u>(松山地裁へ)</u></p>	
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>第 5 編 管 内 簡 易 裁 判 所 第 1 章 大 阪 簡 易 裁 判 所</p>	<p>第 5 編 管 内 簡 易 裁 判 所 第 1 章 大 阪 簡 易 裁 判 所</p>
<p>(係の設置)</p>	<p>(係の設置)</p>
<p>第 31 条 第 1 民事室に民事公判第 1 から第 18 まで<u>及び第 20 から第 22</u>までの各係を、第 2 民事室に民事特殊事件係を、第 3 民事室に調停第 1 から第 5 までの各係を置き、刑事室に刑事公判第 1 及び第 2 の各係、略式係並びに令状係を置く。</p>	<p>第 31 条 第 1 民事室に民事公判第 1 から第 18 まで<u>並びに第 21 及び第 22</u>の各係を、第 2 民事室に民事特殊事件係を、第 3 民事室に調停第 1 から第 5 までの各係を置き、刑事室に刑事公判第 1 及び第 2 の各係、略式係並びに令状係を置く。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(民事公判係の事務の分配)</p>	<p>(民事公判係の事務の分配)</p>
<p>第 33 条 民事公判係には、民事訴訟事件、民事少額訴訟事件、起訴前の証拠保全事件、民事共助事件（調停に関する共助事件を除く。），当事者の合意による借地借家法第 41 条に定める事件及び意思表示の公示送達事件を配付する。</p>	<p>第 33 条 民事公判係には、民事訴訟事件、民事少額訴訟事件、起訴前の証拠保全事件、民事共助事件（調停に関する共助事件を除く。），当事者の合意による借地借家法第 41 条に定める事件及び意思表示の公示送達事件を配付する。</p>
<p>2 前項に規定する事件のうち、民事少額訴訟事件は、第 17, <u>第 18 及び第 20</u>の各係に順次</p>	<p>2 前項に規定する事件のうち、<u>民事訴訟事件は、第 1 から第 16 まで、第 21 及び第 22</u>の各係</p>

<p>配付する。</p> <p>3 第1項に規定する事件のうち、民事少額訴訟事件を除くその他の事件は、各係に順次配付する。<u>ただし、第17、第18及び第20の各係には、民事訴訟事件のうち、手形訴訟事件は配付しない。</u></p>	<p>に、民事少額訴訟事件は、第17及び第18の各係に順次配付する。</p> <p>3 第1項に規定する事件のうち、<u>民事訴訟事件及び民事少額訴訟事件を除くその他の事件は、各係に順次配付する。</u></p>
<p>なお、民事訴訟事件の配付の割合等は、民事公判係裁判官全員の協議により変更することができる。</p> <p>(中略)</p>	<p>なお、民事訴訟事件の配付の割合等は、民事公判係裁判官全員の協議により変更することができる。</p> <p>(中略)</p>
<p>第42条 裁判事務の代理は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 民事公判係の裁判官に差し支えがあるときは、次のとおり相互に代理する。</p> <p><u>なお、第20係の裁判官に差し支えがあるときは、第18係の裁判官が代理する。</u></p> <p>第1係と第4係 第2係と第6係 第3係と第5係 第7係と第10係 第8係と第9係 第11係と第12係 第13係と第14係 第15係と第16係 第17係と第18係 第21係と第22係</p>	<p>第42条 裁判事務の代理は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 民事公判係の裁判官に差し支えがあるときは、次のとおり相互に代理する。</p> <p>第1係と第4係 第2係と第6係 第3係と第5係 第7係と第10係 第8係と第9係 第11係と第12係 第13係と第14係 第15係と第16係 第17係と第18係 第21係と第22係</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(第5編（管内簡易裁判所）第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項)</p> <p>別表5</p> <p>大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割</p> <p>第1 民事公判係 第1係（月水金） 裁判官 谷野 淳</p>	<p>(第5編（管内簡易裁判所）第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項)</p> <p>別表5</p> <p>大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割</p> <p>第1 民事公判係 第1係（月水金） 裁判官 谷野 淳</p>

【機密性 2】

<u>〃 (代行) 山 本 猛</u> (職務代行解消)			
第2係 (月水金)	〃 三木 健治	第2係 (月水金)	〃 三木 健治
第3係 (月水金)	〃 福田 修	第3係 (月水金)	〃 福田 修
			<u>上原 宏光</u>
			(令状係から)
第4係 (月火木)	〃 岩 増 靖	第4係 (月火木)	〃 岩 増 靖
第5係 (月火木)	〃 松 本 澄 清	第5係 (月火木)	〃 松 本 澄 清
			<u>(兼) 上原 宏光</u>
			(兼務発令)
第6係 (月火木)	〃 宇都宮 庫 敏	第6係 (月火木)	〃 宇都宮 庫 敏
第7係 (月水金)	〃 田 中 清 道	第7係 (月水金)	〃 田 中 清 道
			<u>水嶋 正博</u>
			(民事公判第8係から)
第8係 (木)	〃 寺 田 俊 弘	第8係 (木)	〃 寺 田 俊 弘
	<u>太 田 朝 陽</u>		<u>船 越 英 明</u>
	(民事公判第11係へ)		(令状係から)
	<u>水嶋 正博</u>		
	(民事公判第7係へ)		
第9係 (水金)	〃 畿 信 裕	第9係 (水金)	〃 畿 信 裕
			<u>(兼) 船 越 英 明</u>
			(兼務発令)
第10係 (月火木)	〃 伊 藤 知 広	第10係 (月火木)	〃 伊 藤 知 広
			<u>(兼) 水 嶋 正 博</u>
			(兼務発令)
第11係 (月水金)	〃 西 田 文 則	第11係 (月水金)	〃 西 田 文 則
			<u>太 田 朝 陽</u>
			(民事公判第8係から)
第12係 (月火木)	〃 谷 川 佳 史	第12係 (月火木)	〃 谷 川 佳 史
			<u>(兼) 太 田 朝 陽</u>
			(兼務発令)
第13係 (月水金)	〃 西 前 行 雄	第13係 (月水金)	〃 西 前 行 雄
			<u>松 尾 真 一</u>
			(令状係から)
第14係 (月火木)	〃 山 本 泰 博	第14係 (月火木)	〃 山 本 泰 博
			<u>(兼) 松 尾 真 一</u>
			(兼務発令)
第15係 (月火木)	〃 藤 田 敏 之	第15係 (月火木)	〃 藤 田 敏 之
第16係 (月水金)	〃 三 瀬 英 祐	第16係 (月水金)	〃 三 瀬 英 祐
第17係 (月火木)	〃 大 迫 隆 二	第17係 (月火木)	〃 大 迫 隆 二

【機密性 2】

第18係 (月水金) "	久保 隆俊	第18係 (月水金) "	久保 隆俊
		"	吉田 進
			<u>(民事公判第20係から)</u>
第20係 (月火木) "	吉田 進		
			<u>(民事公判第18係へ)</u>
第21係 (月水金) "	瀧川 勝子	第21係 (月水金) "	瀧川 勝子
"	朝田 和男	"	朝田 和男
第22係 (月火木) "	南 正一	第22係 (月火木) "	南 正一
第2 民事特殊事件係 (即決和解, 公示催告, 督促, 保全, 非訟等) (毎日)		第2 民事特殊事件係 (即決和解, 公示催告, 督促, 保全, 非訟等) (毎日)	
裁判官 (兼) 井上 直哉		裁判官 (兼) 井上 直哉	
" 村岡 寛		" 村岡 寛	
" 佐伯 美保		" 佐伯 美保	
" 松野 勝徳		" 松野 勝徳	
" 中山 一馬		" 中山 一馬	
		" 倉田 孝雄	
			<u>(調停第2係から)</u>
		" 大家 嘉朗	
			<u>(調停第4係から)</u>
" 小林 勘一郎		" 小林 勘一郎	
" 山下 雅資		" 山下 雅資	
" 和田 一臣		" 和田 一臣	
" 西村 実信		" 西村 実信	
" 川副 勝巳		" 川副 勝巳	
" 水野 和雄		" 水野 和雄	
" 荻谷 誠		" 荻谷 誠	
" (兼) 大迫 隆二		" (兼) 大迫 隆二	
" (兼) 久保 隆俊		" (兼) 久保 隆俊	
" (兼) 吉田 進		" (兼) 吉田 進	
第3 調停係 (毎日)		第3 調停係 (毎日)	
第1係 裁判官 諫武 高行		第1係 裁判官 諫武 高行	
" 増田 耕兒		" 増田 耕兒	
第2係 "	倉田 孝雄	第2係 "	宮部 稔
			<u>(令状係から)</u>
第3係 "	有田 穎宏	第3係 "	有田 穎宏
第4係 "	大家 嘉朗	第4係 "	植田 武志
			<u>(交通即決係から)</u>
第5係 "	加藤 優	第5係 "	加藤 優
第4 刑事公判係		第4 刑事公判係	
第1係 (月水木) 裁判官 (兼) 松林 秀樹		第1係 (月水木) 裁判官 (兼) 松林 秀樹	

【機密性 2】

第2係 (月水木) //	並木 正男	第2係 (月水木) //	並木 正男
第5 略式係 (毎日)		第5 略式係 (毎日)	
(1) 普通略式係		(1) 普通略式係	
裁判官	松林 秀樹	裁判官	松林 秀樹
// (兼) 並木 正男		// (兼) 並木 正男	
// (兼) 上原 宏光		// (兼) 池尻 修三	
// (兼務解消)		(兼務発令)	
// (兼) 松尾 真一		// (兼) 高山 正之	
// (兼務解消)		(兼務発令)	
// (兼) 船越 英明		// (兼) 伊葉 匡功	
// (兼務解消)		(兼務発令)	
// (兼) 宮部 稔		// (兼) 宮川 隆	
// (兼務解消)		(兼務発令)	
(2) 交通即決略式係		(2) 交通即決略式係	
裁判官	臼井 康雄	裁判官	臼井 康雄
// 植田 武志		// 立川 唱寛	
// (調停第4係～)		// 立川 唱寛	
// 立川 唱寛			
第6 令状係 (毎日)		第6 令状係 (毎日)	
裁判官	(兼) 長瀬 敬昭	裁判官	(兼) 長瀬 敬昭
// (兼) 後藤 有己		// (兼) 後藤 有己	
// (兼) 行方 美和		// (兼) 設樂 大輔	
// (兼務解消)		(兼務発令)	
// (兼) 安福 幸江		// (兼) 金友 宏平	
// (兼務解消)		(兼務発令)	
// (兼) 梶川 匠志		// (兼) 森田 千尋	
// (兼務解消)		(兼務発令)	
// (兼) 松本 英男		// (兼) 山田 明日香	
// (兼務解消)		(兼務発令)	
// (兼) 恒光 直樹			
// (兼務解消)			
// (兼) 井谷 喬		// (兼) 井谷 喬	
// (兼) 伊藤 佑貴		// (兼) 伊藤 佑貴	
// (兼) 水谷 翔		// (兼) 水谷 翔	
// (兼) 森朋 美		// (兼) 森朋 美	
// (兼) 青木 崇史		// (兼) 青木 崇史	

<p>〃 <u>上原 宏光</u> (民事公判第3係へ)</p> <p>〃 <u>松尾 真一</u> (民事公判第13係へ)</p> <p>〃 <u>船越 英明</u> (民事公判第8係へ)</p> <p>〃 <u>宮部 稔</u> (調停第2係へ)</p> <p>〃 <u>池尻 修三</u></p> <p>〃 <u>高山 正之</u></p> <p>〃 <u>伊葉 匡功</u></p> <p>〃 <u>宮川 隆</u></p> <p>〃 <u>菅 浩次</u></p> <p>〃 <u>藤田 康夫</u></p> <p>〃 (兼) <u>並木 正男</u></p> <p>〃 (兼) <u>松林 秀樹</u></p>	<p>〃 (兼) <u>安藤 涼</u> (兼務発令)</p> <p>〃 (兼) <u>薦田 淳平</u> (兼務発令)</p> <p>〃 <u>池尻 修三</u></p> <p>〃 <u>高山 正之</u></p> <p>〃 <u>伊葉 匡功</u></p> <p>〃 <u>宮川 隆</u></p> <p>〃 <u>菅 浩次</u></p> <p>〃 <u>藤田 康夫</u></p> <p>〃 (兼) <u>並木 正男</u></p> <p>〃 (兼) <u>松林 秀樹</u></p>
<p>(中略)</p> <p>第4章 その他の簡易裁判所</p> <p>(裁判官の配置及び事務の分配)</p> <p>第51条 大阪簡易裁判所、堺簡易裁判所及び岸和田簡易裁判所を除くその他の簡易裁判所における裁判官の配置及び裁判事務の分配は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 大阪池田簡易裁判所</p> <p>裁判官 森本 幸治</p> <p>民事事件 代行裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件</p> <p>裁判官(代行) <u>上原 宏光</u> (職務代行解消)</p> <p>刑事正式裁判事件(公職選挙法違反事件及び当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。)</p>	<p>(中略)</p> <p>第4章 その他の簡易裁判所</p> <p>(裁判官の配置及び事務の分配)</p> <p>第51条 大阪簡易裁判所、堺簡易裁判所及び岸和田簡易裁判所を除くその他の簡易裁判所における裁判官の配置及び裁判事務の分配は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 大阪池田簡易裁判所</p> <p>裁判官 森本 幸治</p> <p>民事事件 代行裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件</p> <p>裁判官(代行) <u>藤田 康夫</u> (職務代行発令)</p> <p>刑事正式裁判事件(公職選挙法違反事件及び当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。)</p>

【機密性 2】

<p>刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件</p> <p>(2) 豊中簡易裁判所</p> <p>裁判官 山本 猛</p> <p>民事事件</p> <p>刑事正式裁判事件（当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。）</p> <p>代行裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件</p> <p>裁判官（代行）<u>船越英明</u> (職務代行解消)</p> <p>山本裁判官の関与した刑事略式命令事件に対する刑事正式裁判事件</p> <p>刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 茨木簡易裁判所</p> <p>裁判官 中村 玄介</p> <p>民事訴訟事件の3分の2</p> <p>民事訴訟事件を除くその他の民事事件</p> <p>代行裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件</p> <p>裁判官（代行）<u>松野勝徳</u> (職務代行解消)</p> <p>民事訴訟事件の3分の1</p> <p>刑事公判事件</p> <p>刑事正式裁判事件（公職選挙法違反事件及び当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。）</p> <p>刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件</p> <p>令状事件の5分の1</p> <p>(中略)</p> <p>(7) 富田林簡易裁判所</p> <p>裁判官 矢野 靖人</p> <p>民事事件</p>	<p>刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件</p> <p>(2) 豊中簡易裁判所</p> <p>裁判官 山本 猛</p> <p>民事事件</p> <p>刑事正式裁判事件（当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。）</p> <p>代行裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件</p> <p>裁判官（代行）<u>高山正之</u> (職務代行発令)</p> <p>山本裁判官の関与した刑事略式命令事件に対する刑事正式裁判事件</p> <p>刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 茨木簡易裁判所</p> <p>裁判官 中村 玄介</p> <p>民事訴訟事件の3分の2</p> <p>民事訴訟事件を除くその他の民事事件</p> <p>代行裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件</p> <p>裁判官（代行）<u>西村実信</u> (職務代行発令)</p> <p>民事訴訟事件の3分の1</p> <p>刑事公判事件</p> <p>刑事正式裁判事件（公職選挙法違反事件及び当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。）</p> <p>刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件</p> <p>令状事件の5分の1</p> <p>(中略)</p> <p>(7) 富田林簡易裁判所</p> <p>裁判官 矢野 靖人</p> <p>民事事件</p>
---	---

【機密性 2】

<p>代行裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件</p> <p>裁 判 官 (代行) <u>宮 部 稔</u> <u>(職務代行解消)</u></p> <p>刑事正式裁判事件（公職選挙法違反事件及び当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。）</p> <p>刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件</p> <p>(8) 羽曳野簡易裁判所</p> <p>裁 判 官 武 田 雄二郎</p> <p>民事事件</p> <p>代行裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件</p> <p>裁 判 官 (代行) <u>松 尾 真 一</u> <u>(職務代行解消)</u></p> <p>刑事正式裁判事件（公職選挙法違反事件及び当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。）</p> <p>刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件</p> <p>(中略)</p>	<p>代行裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件</p> <p>裁 判 官 (代行) <u>菅 浩 次</u> <u>(職務代行発令)</u></p> <p>刑事正式裁判事件（公職選挙法違反事件及び当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。）</p> <p>刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件</p> <p>(8) 羽曳野簡易裁判所</p> <p>裁 判 官 武 田 雄二郎</p> <p>民事事件</p> <p>代行裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件</p> <p>裁 判 官 (代行) <u>伊 葉 匡 功</u> <u>(職務代行発令)</u></p> <p>刑事正式裁判事件（公職選挙法違反事件及び当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。）</p> <p>刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件</p> <p>(中略)</p>
--	--

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

【機密性 2】

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

（令和4年3月8日諮詢）

（令和4年4月1日実施）

現 行	変 更 後
<p>（第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項） 別表1</p> <p>裁判官の配置及び開廷日割</p> <p>（中略）</p> <p>第22民事部（普通部）（火水木金） 裁判官 松本展幸 " 直江泰輝 " 坂川波奈子</p> <p>（中略）</p> <p>（第3編（本庁刑事部）第3章第22条第1項） 別表3</p> <p>裁判官の配置及び開廷日割</p> <p>（中略）</p> <p>第10刑事部（令状部）（毎日） 裁判官 長瀬敬昭 " 後藤有己 " 設樂大輔 " 金友宏平 " 森田千尋 " 山田明日香</p> <p>（中略）</p>	<p>（第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項） 別表1</p> <p>裁判官の配置及び開廷日割</p> <p>（中略）</p> <p>第22民事部（普通部）（火水木金） 裁判官 松本展幸 " (代行) 龍見昇 " (職務代行発令) 直江泰輝 坂川波奈子</p> <p>（中略）</p> <p>（第3編（本庁刑事部）第3章第22条第1項） 別表3</p> <p>裁判官の配置及び開廷日割</p> <p>（中略）</p> <p>第10刑事部（令状部）（毎日） 裁判官 長瀬敬昭 " 後藤有己 " 設樂大輔 " 金友宏平 " 森田千尋 " 山田明日香 " (代行) 小谷侑也 " (職務代行発令) 井谷喬 伊藤佑貴</p>

【機密性 2】

〃	水 谷 翔	〃	水 谷 翔
〃	青 木 崇 史	〃	青 木 崇 史
〃	安 藤 諒	〃	安 藤 諒
〃	薦 田 淳 平	〃	薦 田 淳 平
(中略)		(中略)	
第 15 刑事部 (普通部) (毎日)		第 15 刑事部 (普通部) (毎日)	
裁 判 官	末 弘 陽 一	裁 判 官	末 弘 陽 一
		<u>（代行）松 田 道 別</u>	
		<u>(職務代行発令)</u>	
〃	三 澤 節 史	〃	三 澤 節 史
〃	高 橋 里 奈	〃	高 橋 里 奈
〃	小 澤 光	〃	小 澤 光
(中略)		(中略)	
(第 5 編 (管内簡易裁判所) 第 1 章第 32 条, 第 34 条第 1 項, 第 35 条第 1 項, 第 36 条, 第 38 条第 1 項及び第 39 条第 1 項)		(第 5 編 (管内簡易裁判所) 第 1 章第 32 条, 第 34 条第 1 項, 第 35 条第 1 項, 第 36 条, 第 38 条第 1 項及び第 39 条第 1 項)	
別表 5		別表 5	
大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割		大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割	
(中略)		(中略)	
第 6 令状係 (毎日)		第 6 令状係 (毎日)	
裁 判 官	(兼) 長瀬 敬昭	裁 判 官	(兼) 長瀬 敬昭
〃	(兼) 後藤 有己	〃	(兼) 後藤 有己
〃	(兼) 設樂 大輔	〃	(兼) 設樂 大輔
〃	(兼) 金友 宏平	〃	(兼) 金友 宏平
〃	(兼) 森田 千尋	〃	(兼) 森田 千尋
〃	(兼) 山田 明日香	〃	(兼) 山田 明日香
		<u>(代行) 小谷 侑也</u>	
		<u>(職務代行発令)</u>	
〃	(兼) 井谷 喬	〃	(兼) 井谷 喬
〃	(兼) 伊藤 佑貴	〃	(兼) 伊藤 佑貴
〃	(兼) 水谷 翔	〃	(兼) 水谷 翔
〃	(兼) 森朋 美	〃	(兼) 森朋 美
〃	(兼) 青木 崇史	〃	(兼) 青木 崇史

【機密性 2】

〃 (兼) 安藤 涼	〃 (兼) 安藤 涼
〃 (兼) 薦田 淳平	〃 (兼) 薦田 淳平
〃 池尻 修三	〃 池尻 修三
〃 高山 正之	〃 高山 正之
〃 伊葉 匡功	〃 伊葉 匡功
〃 宮川 隆	〃 宮川 隆
〃 菅 浩次	〃 菅 浩次
〃 藤田 康夫	〃 藤田 康夫
〃 (兼) 並木 正男	〃 (兼) 並木 正男
〃 (兼) 松林 秀樹	〃 (兼) 松林 秀樹
(中略)	(中略)
<u>附 則</u>	
<u>この規程は、令和4年4月1日から施行する。</u>	

【機密性 2】

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

（令和4年3月16日諮詢）

（令和4年4月1日実施）

現 行	変 更 後
(第3編（本庁刑事部）第3章第22条第1項) 別表3	(（第3編（本庁刑事部）第3章第22条第1項) 別表3
裁判官の配置及び開廷日割	裁判官の配置及び開廷日割
(中略)	(中略)
第10刑事部（令状部）（毎日）	第10刑事部（令状部）（毎日）
裁判官	裁判官
長瀬 敬昭	長瀬 敬昭
後藤 有己	後藤 有己
設樂 大輔	設樂 大輔
金友 宏平	金友 宏平
森田 千尋	森田 千尋
山田 明日香	山田 明日香
（代行）小谷 侑也	（代行）小谷 侑也
	（代行）伊藤 友紀子
	(職務代行発令)
井谷 喬	井谷 喬
伊藤 佑貴	伊藤 佑貴
水谷 翔	水谷 翔
青木 崇史	青木 崇史
安藤 謙	安藤 謙
薦田 淳平	薦田 淳平
(中略)	(中略)
第4編 支 部	第4編 支 部
第1章 堺 支 部	第1章 堺 支 部
(裁判官の配置)	(裁判官の配置)
第24条 堺支部における裁判官の配置は、次のとおりとする。	第24条 堺支部における裁判官の配置は、次のとおりとする。
(中略)	(中略)

第1民事部B	第1民事部B
裁判官 (兼)木太伸広 〃 (兼)藤野美子 〃 (兼)蛯名日奈子 〃 國分綾 〃 湯浅徳恵 〃 (兼)琴岡佳美 〃 (兼)本田真理子 〃 (兼)柿部泰宏 〃 (兼)山根直輝 〃 (兼)浅井翼 〃 (代行)薦田淳平	裁判官 (兼)木太伸広 〃 (兼)藤野美子 〃 (兼)蛯名日奈子 〃 國分綾 〃 湯浅徳恵 〃 (兼)琴岡佳美 〃 (兼)本田真理子 〃 (兼)柿部泰宏 〃 (兼)山根直輝 〃 (兼)浅井翼 〃 (代行)薦田淳平 〃 <u>(兼)竹内大明</u> <u>(兼務発令)</u> 〃 <u>(兼)西谷大吾</u> <u>(兼務発令)</u> 〃 <u>(兼)蜷川省吾</u> <u>(兼務発令)</u> 〃 <u>(代行)金友宏平</u> <u>(職務代行発令)</u> 〃 <u>(兼)杉濱美穂</u> <u>(兼務発令)</u>
(中略)	(中略)
第1刑事部	第1刑事部
裁判官 柴田厚司 〃 竹内大明 〃 杉濱美穂 〃 本田真理子 〃 (代行)薦田淳平	裁判官 柴田厚司 〃 竹内大明 〃 杉濱美穂 〃 <u>(代行)金友宏平</u> <u>(職務代行発令)</u> 〃 本田真理子 〃 (代行)薦田淳平
(中略)	(中略)
(第5編 (管内簡易裁判所) 第1章第32条, 第34条第1項, 第35条第1項, 第36条, 第38条第1項及び第39条第1項)	(第5編 (管内簡易裁判所) 第1章第32条, 第34条第1項, 第35条第1項, 第36条, 第38条第1項及び第39条第1項)

【機密性 2】

別表 5	別表 5
大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割 (中略)	大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割 (中略)
第6 令状係 (毎日)	第6 令状係 (毎日)
裁判官 (兼) 長瀬 敬昭	裁判官 (兼) 長瀬 敬昭
〃 (兼) 後藤 有己	〃 (兼) 後藤 有己
〃 (兼) 設樂 大輔	〃 (兼) 設樂 大輔
〃 (兼) 金友 宏平	〃 (兼) 金友 宏平
〃 (兼) 森田 千尋	〃 (兼) 森田 千尋
〃 (兼) 山田 明日香	〃 (兼) 山田 明日香
〃 (代行) 小谷 侑也	〃 (代行) 小谷 侑也
	〃 (代行) 伊藤 友紀子
	(職務代行発令)
〃 (兼) 井谷 喬	〃 (兼) 井谷 喬
〃 (兼) 伊藤 佑貴	〃 (兼) 伊藤 佑貴
〃 (兼) 水谷 翔	〃 (兼) 水谷 翔
〃 (兼) 森朋 美	〃 (兼) 森朋 美
〃 (兼) 青木 崇史	〃 (兼) 青木 崇史
〃 (兼) 安藤 涼	〃 (兼) 安藤 涼
〃 (兼) 薦田 淳平	〃 (兼) 薦田 淳平
〃 池尻 修三	〃 池尻 修三
〃 高山 正之	〃 高山 正之
〃 伊葉 匡功	〃 伊葉 匡功
〃 宮川 隆	〃 宮川 隆
〃 菅 浩次	〃 菅 浩次
〃 藤田 康夫	〃 藤田 康夫
〃 (兼) 並木 正男	〃 (兼) 並木 正男
〃 (兼) 松林 秀樹	〃 (兼) 松林 秀樹
(中略)	(中略)
	附 則
	この規程は、令和4年4月1日から施行する。

【機密性 2】

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

（令和4年3月29日諮詢）

（令和4年4月1日実施）

現 行	変 更 後
(第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項) 別表1 裁判官の配置及び開廷日割 (中略) 第11民事部（普通部）（月水木金） 裁判官 土井文美 〃 石原和孝 〃 奥田達生 〃 小島務 〃 (兼)関堯熙 〃 宮澤裕登	(第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項) 別表1 裁判官の配置及び開廷日割 (中略) 第11民事部（普通部）（月水木金） 裁判官 土井文美 〃 石原和孝 〃 <u>(代行)神谷善英</u> <u>(職務代行発令)</u> 〃 奥田達生 〃 小島務 〃 (兼)関堯熙 〃 宮澤裕登
(中略)	(中略)
(第3編（本庁刑事部）第3章第22条第1項) 別表3 裁判官の配置及び開廷日割 (中略) 第5刑事部（普通部）（毎日） 裁判官 中川綾子 〃 恒光直樹 〃 小泉健介 〃 西村拓己 〃 (兼)宮澤裕登	(第3編（本庁刑事部）第3章第22条第1項) 別表3 裁判官の配置及び開廷日割 (中略) 第5刑事部（普通部）（毎日） 裁判官 中川綾子 〃 <u>(兼)久禮博一</u> <u>(兼務発令)</u> 〃 恒光直樹 〃 小泉健介 〃 西村拓己 〃 (兼)宮澤裕登

(中略)	(中略)
第15刑事部（普通部）（毎日）	第15刑事部（普通部）（毎日）
裁判官 末弘陽一	裁判官 末弘陽一
〃 (代行) 松田道別	〃 (代行) 松田道別
	<u>（職務代行発令）</u>
〃 三澤節史	〃 三澤節史
〃 高橋里奈	〃 高橋里奈
〃 小澤光	〃 小澤光
(中略)	(中略)
<u>附 則</u>	
<u>この規程は、令和4年4月1日から施行する。</u>	

【機密性 2】

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

（令和 4 年 3 月 3 日諮問）

（令和 4 年 4 月 5 日実施）

現 行	変 更 後																																																				
<p>（第 2 編（本庁民事部）第 3 章第 10 条第 1 項） 別表 1</p> <p>裁判官の配置及び開廷日割</p> <p>（中略）</p> <p>第 8 民事部（普通部）（月水木金）</p> <table> <tr> <td>裁 判 官</td> <td>中 尾 彰</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>松 本 明 子</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td><u>遠 藤 謙太郎</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>（司法研修所へ）</u></td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>神 永 曜</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>篠 野 拓 輝</td> </tr> </table> <p>（中略）</p> <p>第 15 民事部（交通部）（毎日）</p> <table> <tr> <td>裁 判 官</td> <td>武 田 瑞 佳</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>島 田 正 人</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>溝 口 優</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>久 保 貴 紀</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>安 井 龍 明</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>木 戸 口 恒 成</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>藤 田 一 真</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>林 憲 太 朗</td> </tr> </table> <p>（中略）</p> <p>（第 5 編（管内簡易裁判所）第 1 章第 32 条、第 34 条第 1 項、第 35 条第 1 項、第 36 条、第 38 条第 1 項及び第 39 条第 1 項） 別表 5</p>	裁 判 官	中 尾 彰	〃	松 本 明 子	〃	<u>遠 藤 謙太郎</u>		<u>（司法研修所へ）</u>	〃	神 永 曜	〃	篠 野 拓 輝	裁 判 官	武 田 瑞 佳	〃	島 田 正 人	〃	溝 口 優	〃	久 保 貴 紀	〃	安 井 龍 明	〃	木 戸 口 恒 成	〃	藤 田 一 真	〃	林 憲 太 朗	<p>（第 2 編（本庁民事部）第 3 章第 10 条第 1 項） 別表 1</p> <p>裁判官の配置及び開廷日割</p> <p>（中略）</p> <p>第 8 民事部（普通部）（月水木金）</p> <table> <tr> <td>裁 判 官</td> <td>中 尾 彰</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>松 本 明 子</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>神 永 曜</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>篠 野 拓 輝</td> </tr> </table> <p>（中略）</p> <p>第 15 民事部（交通部）（毎日）</p> <table> <tr> <td>裁 判 官</td> <td>武 田 瑞 佳</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>島 田 正 人</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>溝 口 優</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>久 保 貴 紀</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>安 井 龍 明</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>木 戸 口 恒 成</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>藤 田 一 真</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>林 憲 太 朗</td> </tr> </table> <p>（中略）</p> <p>（第 5 編（管内簡易裁判所）第 1 章第 32 条、第 34 条第 1 項、第 35 条第 1 項、第 36 条、第 38 条第 1 項及び第 39 条第 1 項） 別表 5</p>	裁 判 官	中 尾 彰	〃	松 本 明 子	〃	神 永 曜	〃	篠 野 拓 輝	裁 判 官	武 田 瑞 佳	〃	島 田 正 人	〃	溝 口 優	〃	久 保 貴 紀	〃	安 井 龍 明	〃	木 戸 口 恒 成	〃	藤 田 一 真	〃	林 憲 太 朗
裁 判 官	中 尾 彰																																																				
〃	松 本 明 子																																																				
〃	<u>遠 藤 謙太郎</u>																																																				
	<u>（司法研修所へ）</u>																																																				
〃	神 永 曜																																																				
〃	篠 野 拓 輝																																																				
裁 判 官	武 田 瑞 佳																																																				
〃	島 田 正 人																																																				
〃	溝 口 優																																																				
〃	久 保 貴 紀																																																				
〃	安 井 龍 明																																																				
〃	木 戸 口 恒 成																																																				
〃	藤 田 一 真																																																				
〃	林 憲 太 朗																																																				
裁 判 官	中 尾 彰																																																				
〃	松 本 明 子																																																				
〃	神 永 曜																																																				
〃	篠 野 拓 輝																																																				
裁 判 官	武 田 瑞 佳																																																				
〃	島 田 正 人																																																				
〃	溝 口 優																																																				
〃	久 保 貴 紀																																																				
〃	安 井 龍 明																																																				
〃	木 戸 口 恒 成																																																				
〃	藤 田 一 真																																																				
〃	林 憲 太 朗																																																				

【機密性2】

<p>大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割</p> <p>第1 民事公判係</p> <p>(中略)</p> <p>第18係(月水金) 裁判官 <u>久保 隆俊</u> <u>(定年退官)</u> " 吉田 進</p> <p>(中略)</p> <p>第2 民事特殊事件係(即決和解, 公示催告, 督促, 保全, 非訟等) (毎日)</p> <p>裁判官 (兼) 井 上 直哉 " 村岡 寛 " 佐伯 美保 " 松野 勝徳 " 中山 一馬 " 倉田 孝雄 " 大家 嘉朗 " 小林 勘一郎 " 山下 雅資 " 和田 一臣 " 西村 実信 " 川副 勝巳 " 水野 和雄 " 荏谷 誠 " (兼) 大迫 隆二 " (兼) 久保 隆俊 <u>(兼務解消)</u> " (兼) 吉田 進</p> <p>(中略)</p>	<p>大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割</p> <p>第1 民事公判係</p> <p>(中略)</p> <p>第18係(月水金) 裁判官 吉田 進</p> <p>(中略)</p> <p>第2 民事特殊事件係(即決和解, 公示催告, 督促, 保全, 非訟等) (毎日)</p> <p>裁判官 (兼) 井 上 直哉 " 村岡 寛 " 佐伯 美保 " 松野 勝徳 " 中山 一馬 " 倉田 孝雄 " 大家 嘉朗 " 小林 勘一郎 " 山下 雅資 " 和田 一臣 " 西村 実信 " 川副 勝巳 " 水野 和雄 " 荏谷 誠 " (兼) 大迫 隆二 " (兼) 吉田 進</p> <p>(中略)</p> <p><u>附 則</u> この規程は、令和4年4月5日から施行する。</p>
---	---

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和 4 年 3 月 3 日諮問)

(令和 4 年 4 月 6 日実施)

現 行	変 更 後
(第 5 編 (管内簡易裁判所) 第 1 章第 32 条, 第 34 条第 1 項, 第 35 条第 1 項, 第 36 条, 第 38 条第 1 項及び第 39 条第 1 項) 別表 5	(第 5 編 (管内簡易裁判所) 第 1 章第 32 条, 第 34 条第 1 項, 第 35 条第 1 項, 第 36 条, 第 38 条第 1 項及び第 39 条第 1 項) 別表 5
大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割	大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割
第 1 民事公判係	第 1 民事公判係
(中略)	(中略)
第 2 1 係 (月水金) 裁判官 <u>瀧川 勝子</u> (吹田簡裁へ) 〃 朝田 和男	第 2 1 係 (月水金) 裁判官 朝田 和男
(中略)	(中略)
第 4 章 その他の簡易裁判所	第 4 章 その他の簡易裁判所
(裁判官の配置及び事務の分配) 第 5 1 条 大阪簡易裁判所, 堺簡易裁判所及び岸和田簡易裁判所を除くその他の簡易裁判所における裁判官の配置及び裁判事務の分配は, 次のとおりとする。 (中略)	(裁判官の配置及び事務の分配) 第 5 1 条 大阪簡易裁判所, 堺簡易裁判所及び岸和田簡易裁判所を除くその他の簡易裁判所における裁判官の配置及び裁判事務の分配は, 次のとおりとする。 (中略)
(3) 吹田簡易裁判所 裁判官 <u>白崎 省吾</u> (定年退官) 民事事件 代行裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件 裁判官 (代行) 川副 勝巳 刑事正式裁判事件 (公職選挙法違反事)	(3) 吹田簡易裁判所 裁判官 <u>瀧川 勝子</u> (大阪簡裁から) 民事事件 代行裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件 裁判官 (代行) 川副 勝巳 刑事正式裁判事件 (公職選挙法違反事)

【機密性 2】

件及び当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。) 刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件 (中略)	件及び当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。) 刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件 (中略)
	<u>附 則</u> <u>この規程は、令和 4 年 4 月 6 日から施行する。</u>

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和4年4月13日諮問)

(令和4年4月15日実施)

現 行	変 更 後
第4編 支 部	第4編 支 部
第1章 堺 支 部	第1章 堺 支 部
(裁判官の配置)	(裁判官の配置)
第24条 堺支部における裁判官の配置は、次のとおりとする。	第24条 堺支部における裁判官の配置は、次のとおりとする。
(中略)	(中略)
第1民事部B	第1民事部B
裁判官 (兼)木太伸広	裁判官 (兼)木太伸広
〃 (兼)藤野美子	〃 (兼)藤野美子
〃 (兼)蛇名日奈子	〃 (兼)蛇名日奈子
〃 (兼)國分綾	〃 (兼)國分綾
〃 湯浅徳恵	〃 湯浅徳恵
〃 (兼)琴岡佳美	〃 (兼)琴岡佳美
〃 (兼)本田真理子	〃 (兼)本田真理子
〃 (兼)柿部泰宏	〃 (兼)柿部泰宏
〃 (兼)山根直輝	〃 (兼)山根直輝
〃 (兼)浅井翼	〃 (兼)浅井翼
〃 (代行)薦田淳平	〃 (代行)薦田淳平
〃 (兼)竹内大明	〃 (兼)竹内大明
〃 (兼)西谷大吾	〃 (兼)西谷大吾
〃 (兼)蜷川省吾	〃 (兼)蜷川省吾
〃 (代行)金友宏平	〃 (代行)金友宏平
〃 (兼)杉濱美穂 <u>(依願免本官並びに兼官)</u>	
(中略)	(中略)
第1刑事部	第1刑事部
裁判官 柴田厚司	裁判官 柴田厚司
〃 竹内大明	〃 竹内大明
〃 杉濱美穂 <u>(依願免本官並びに兼官)</u>	
〃 (代行)金友宏平	〃 (代行)金友宏平

<p>〃 本田 真理子 〃 (代行) 薦 田 淳 平</p>	<p>〃 本田 真理子 〃 (代行) 薦 田 淳 平</p>																																																
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>																																																
<p>(第5編 (管内簡易裁判所) 第1章第32条, 第34条第1項, 第35条第1項, 第36条, 第38条第1項及び第39条第1項)</p>	<p>(第5編 (管内簡易裁判所) 第1章第32条, 第34条第1項, 第35条第1項, 第36条, 第38条第1項及び第39条第1項)</p>																																																
<p>別表5</p>	<p>別表5</p>																																																
<p>大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割</p>	<p>大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割</p>																																																
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>																																																
<p>第5 略式係 (毎日)</p>	<p>第5 略式係 (毎日)</p>																																																
<p>(1) 普通略式係</p>	<p>(1) 普通略式係</p>																																																
<table> <tr> <td>裁判官</td> <td>松 林 秀 樹</td> </tr> <tr> <td>〃 (兼) 並 木 正 男</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 (兼) 池 尻 修 三</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 (兼) 高 山 正 之</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 (兼) 伊 葉 匡 功</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 (兼) 宮 川 隆</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 (兼) 菅 浩 次</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 (兼) 藤 田 康 夫</td> <td></td> </tr> </table>	裁判官	松 林 秀 樹	〃 (兼) 並 木 正 男		〃 (兼) 池 尻 修 三		〃 (兼) 高 山 正 之		〃 (兼) 伊 葉 匡 功		〃 (兼) 宮 川 隆		〃 (兼) 菅 浩 次		〃 (兼) 藤 田 康 夫		<table> <tr> <td>裁判官</td> <td>松 林 秀 樹</td> </tr> <tr> <td>〃 (兼) 並 木 正 男</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 (兼) 池 尻 修 三</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 (兼) 高 山 正 之</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 (兼) 伊 葉 匡 功</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 (兼) 宮 川 隆</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 (兼) 菅 浩 次</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 (兼) 藤 田 康 夫</td> <td></td> </tr> </table>	裁判官	松 林 秀 樹	〃 (兼) 並 木 正 男		〃 (兼) 池 尻 修 三		〃 (兼) 高 山 正 之		〃 (兼) 伊 葉 匡 功		〃 (兼) 宮 川 隆		〃 (兼) 菅 浩 次		〃 (兼) 藤 田 康 夫																	
裁判官	松 林 秀 樹																																																
〃 (兼) 並 木 正 男																																																	
〃 (兼) 池 尻 修 三																																																	
〃 (兼) 高 山 正 之																																																	
〃 (兼) 伊 葉 匡 功																																																	
〃 (兼) 宮 川 隆																																																	
〃 (兼) 菅 浩 次																																																	
〃 (兼) 藤 田 康 夫																																																	
裁判官	松 林 秀 樹																																																
〃 (兼) 並 木 正 男																																																	
〃 (兼) 池 尻 修 三																																																	
〃 (兼) 高 山 正 之																																																	
〃 (兼) 伊 葉 匡 功																																																	
〃 (兼) 宮 川 隆																																																	
〃 (兼) 菅 浩 次																																																	
〃 (兼) 藤 田 康 夫																																																	
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>																																																
<p>第6 令状係 (毎日)</p>	<p>第6 令状係 (毎日)</p>																																																
<table> <tr> <td>裁判官</td> <td>(兼) 長瀬 敬昭</td> </tr> <tr> <td>〃 (兼) 後藤 有己</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 (兼) 設樂 大輔</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 (兼) 金友 宏平</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 (兼) 森田 千尋</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 (兼) 山田 明日香</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 (代行) 小谷 侑也</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 (代行) 伊藤 友紀子</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 (兼) 井谷 喬</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 (兼) 伊藤 佑貴</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 (兼) 水谷 翔</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 (兼) 森朋 美</td> <td></td> </tr> </table>	裁判官	(兼) 長瀬 敬昭	〃 (兼) 後藤 有己		〃 (兼) 設樂 大輔		〃 (兼) 金友 宏平		〃 (兼) 森田 千尋		〃 (兼) 山田 明日香		〃 (代行) 小谷 侑也		〃 (代行) 伊藤 友紀子		〃 (兼) 井谷 喬		〃 (兼) 伊藤 佑貴		〃 (兼) 水谷 翔		〃 (兼) 森朋 美		<table> <tr> <td>裁判官</td> <td>(兼) 長瀬 敬昭</td> </tr> <tr> <td>〃 (兼) 後藤 有己</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 (兼) 設樂 大輔</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 (兼) 金友 宏平</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 (兼) 森田 千尋</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 (兼) 山田 明日香</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 (代行) 小谷 侑也</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 (代行) 伊藤 友紀子</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 (兼) 井谷 喬</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 (兼) 伊藤 佑貴</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 (兼) 水谷 翔</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 (兼) 森朋 美</td> <td></td> </tr> </table>	裁判官	(兼) 長瀬 敬昭	〃 (兼) 後藤 有己		〃 (兼) 設樂 大輔		〃 (兼) 金友 宏平		〃 (兼) 森田 千尋		〃 (兼) 山田 明日香		〃 (代行) 小谷 侑也		〃 (代行) 伊藤 友紀子		〃 (兼) 井谷 喬		〃 (兼) 伊藤 佑貴		〃 (兼) 水谷 翔		〃 (兼) 森朋 美	
裁判官	(兼) 長瀬 敬昭																																																
〃 (兼) 後藤 有己																																																	
〃 (兼) 設樂 大輔																																																	
〃 (兼) 金友 宏平																																																	
〃 (兼) 森田 千尋																																																	
〃 (兼) 山田 明日香																																																	
〃 (代行) 小谷 侑也																																																	
〃 (代行) 伊藤 友紀子																																																	
〃 (兼) 井谷 喬																																																	
〃 (兼) 伊藤 佑貴																																																	
〃 (兼) 水谷 翔																																																	
〃 (兼) 森朋 美																																																	
裁判官	(兼) 長瀬 敬昭																																																
〃 (兼) 後藤 有己																																																	
〃 (兼) 設樂 大輔																																																	
〃 (兼) 金友 宏平																																																	
〃 (兼) 森田 千尋																																																	
〃 (兼) 山田 明日香																																																	
〃 (代行) 小谷 侑也																																																	
〃 (代行) 伊藤 友紀子																																																	
〃 (兼) 井谷 喬																																																	
〃 (兼) 伊藤 佑貴																																																	
〃 (兼) 水谷 翔																																																	
〃 (兼) 森朋 美																																																	
<p>〃 本田 真理子 〃 (代行) 薦 田 淳 平</p>	<p>〃 本田 真理子 〃 (代行) 薦 田 淳 平</p>																																																
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>																																																
<p>(第5編 (管内簡易裁判所) 第1章第32条, 第34条第1項, 第35条第1項, 第36条, 第38条第1項及び第39条第1項)</p>	<p>(第5編 (管内簡易裁判所) 第1章第32条, 第34条第1項, 第35条第1項, 第36条, 第38条第1項及び第39条第1項)</p>																																																
<p>別表5</p>	<p>別表5</p>																																																
<p>大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割</p>	<p>大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割</p>																																																
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>																																																
<p>第5 略式係 (毎日)</p>	<p>第5 略式係 (毎日)</p>																																																
<p>(1) 普通略式係</p>	<p>(1) 普通略式係</p>																																																
<table> <tr> <td>裁判官</td> <td>松 林 秀 樹</td> </tr> <tr> <td>〃 (兼) 並 木 正 男</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 (兼) 池 尻 修 三</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 (兼) 高 山 正 之</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 (兼) 伊 葉 匡 功</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 (兼) 宮 川 隆</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 (兼) 菅 浩 次</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 (兼) 藤 田 康 夫</td> <td></td> </tr> </table>	裁判官	松 林 秀 樹	〃 (兼) 並 木 正 男		〃 (兼) 池 尻 修 三		〃 (兼) 高 山 正 之		〃 (兼) 伊 葉 匡 功		〃 (兼) 宮 川 隆		〃 (兼) 菅 浩 次		〃 (兼) 藤 田 康 夫		<table> <tr> <td>裁判官</td> <td>松 林 秀 樹</td> </tr> <tr> <td>〃 (兼) 並 木 正 男</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 (兼) 池 尻 修 三</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 (兼) 高 山 正 之</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 (兼) 伊 葉 匡 功</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 (兼) 宮 川 隆</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 (兼) 菅 浩 次</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 (兼) 藤 田 康 夫</td> <td></td> </tr> </table>	裁判官	松 林 秀 樹	〃 (兼) 並 木 正 男		〃 (兼) 池 尻 修 三		〃 (兼) 高 山 正 之		〃 (兼) 伊 葉 匡 功		〃 (兼) 宮 川 隆		〃 (兼) 菅 浩 次		〃 (兼) 藤 田 康 夫																	
裁判官	松 林 秀 樹																																																
〃 (兼) 並 木 正 男																																																	
〃 (兼) 池 尻 修 三																																																	
〃 (兼) 高 山 正 之																																																	
〃 (兼) 伊 葉 匡 功																																																	
〃 (兼) 宮 川 隆																																																	
〃 (兼) 菅 浩 次																																																	
〃 (兼) 藤 田 康 夫																																																	
裁判官	松 林 秀 樹																																																
〃 (兼) 並 木 正 男																																																	
〃 (兼) 池 尻 修 三																																																	
〃 (兼) 高 山 正 之																																																	
〃 (兼) 伊 葉 匡 功																																																	
〃 (兼) 宮 川 隆																																																	
〃 (兼) 菅 浩 次																																																	
〃 (兼) 藤 田 康 夫																																																	
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>																																																
<p>第6 令状係 (毎日)</p>	<p>第6 令状係 (毎日)</p>																																																
<table> <tr> <td>裁判官</td> <td>(兼) 長瀬 敬昭</td> </tr> <tr> <td>〃 (兼) 後藤 有己</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 (兼) 設樂 大輔</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 (兼) 金友 宏平</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 (兼) 森田 千尋</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 (兼) 山田 明日香</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 (代行) 小谷 侑也</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 (代行) 伊藤 友紀子</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 (兼) 井谷 喬</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 (兼) 伊藤 佑貴</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 (兼) 水谷 翔</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 (兼) 森朋 美</td> <td></td> </tr> </table>	裁判官	(兼) 長瀬 敬昭	〃 (兼) 後藤 有己		〃 (兼) 設樂 大輔		〃 (兼) 金友 宏平		〃 (兼) 森田 千尋		〃 (兼) 山田 明日香		〃 (代行) 小谷 侑也		〃 (代行) 伊藤 友紀子		〃 (兼) 井谷 喬		〃 (兼) 伊藤 佑貴		〃 (兼) 水谷 翔		〃 (兼) 森朋 美		<table> <tr> <td>裁判官</td> <td>(兼) 長瀬 敬昭</td> </tr> <tr> <td>〃 (兼) 後藤 有己</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 (兼) 設樂 大輔</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 (兼) 金友 宏平</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 (兼) 森田 千尋</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 (兼) 山田 明日香</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 (代行) 小谷 侑也</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 (代行) 伊藤 友紀子</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 (兼) 井谷 喬</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 (兼) 伊藤 佑貴</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 (兼) 水谷 翔</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 (兼) 森朋 美</td> <td></td> </tr> </table>	裁判官	(兼) 長瀬 敬昭	〃 (兼) 後藤 有己		〃 (兼) 設樂 大輔		〃 (兼) 金友 宏平		〃 (兼) 森田 千尋		〃 (兼) 山田 明日香		〃 (代行) 小谷 侑也		〃 (代行) 伊藤 友紀子		〃 (兼) 井谷 喬		〃 (兼) 伊藤 佑貴		〃 (兼) 水谷 翔		〃 (兼) 森朋 美	
裁判官	(兼) 長瀬 敬昭																																																
〃 (兼) 後藤 有己																																																	
〃 (兼) 設樂 大輔																																																	
〃 (兼) 金友 宏平																																																	
〃 (兼) 森田 千尋																																																	
〃 (兼) 山田 明日香																																																	
〃 (代行) 小谷 侑也																																																	
〃 (代行) 伊藤 友紀子																																																	
〃 (兼) 井谷 喬																																																	
〃 (兼) 伊藤 佑貴																																																	
〃 (兼) 水谷 翔																																																	
〃 (兼) 森朋 美																																																	
裁判官	(兼) 長瀬 敬昭																																																
〃 (兼) 後藤 有己																																																	
〃 (兼) 設樂 大輔																																																	
〃 (兼) 金友 宏平																																																	
〃 (兼) 森田 千尋																																																	
〃 (兼) 山田 明日香																																																	
〃 (代行) 小谷 侑也																																																	
〃 (代行) 伊藤 友紀子																																																	
〃 (兼) 井谷 喬																																																	
〃 (兼) 伊藤 佑貴																																																	
〃 (兼) 水谷 翔																																																	
〃 (兼) 森朋 美																																																	

// (兼) 青木 崇史 // (兼) 安藤 涼 // (兼) 薦田 淳平 // 池尻 修三 // 高山 正之 // 伊葉 匡功 // 宮川 隆 // 菅 浩次 // 藤田 康夫 // (兼) 並木 正男 // (兼) 松林 秀樹	// (兼) 青木 崇史 // (兼) 安藤 涼 // (兼) 薦田 淳平 // 池尻 修三 // <u>高山 正之</u> // 伊葉 匡功 // 宮川 隆 // 菅 浩次 // 藤田 康夫 // (兼) 並木 正男 // (兼) 松林 秀樹
(中略)	(中略)
第4章 その他の簡易裁判所 (裁判官の配置及び事務の分配)	第4章 その他の簡易裁判所 (裁判官の配置及び事務の分配)
第51条 大阪簡易裁判所、堺簡易裁判所及び岸和田簡易裁判所を除くその他の簡易裁判所における裁判官の配置及び裁判事務の分配は、次のとおりとする。	第51条 大阪簡易裁判所、堺簡易裁判所及び岸和田簡易裁判所を除くその他の簡易裁判所における裁判官の配置及び裁判事務の分配は、次のとおりとする。
(中略)	(中略)
(2) 豊中簡易裁判所 裁判官 山本 猛	(2) 豊中簡易裁判所 裁判官 山本 猛
民事事件	民事事件
刑事正式裁判事件（当該裁判官の関与した 刑事略式命令事件を除く。）	刑事正式裁判事件（当該裁判官の関与した 刑事略式命令事件を除く。）
代行裁判官の担当する事件を除くその他の 刑事事件	代行裁判官の担当する事件を除くその他の 刑事事件
裁判官（代行）高山 正之 山本裁判官の関与した刑事略式命令事件に 対する刑事正式裁判事件	裁判官（代行）高山 正之 山本裁判官の関与した刑事略式命令事件に 対する刑事正式裁判事件
刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反 事件	刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反 事件
(中略)	(中略)
附 則 この規程は、令和4年4月15日から施行す	

【機密性 2】

	<u>る。</u>
--	-----------

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和4年3月16日諮詢)

(令和4年4月18日実施)

現 行	変 更 後
(第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項) 別表1	(第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項) 別表1
裁判官の配置及び開廷日割	裁判官の配置及び開廷日割
第1民事部（保全部）（毎日）	第1民事部（保全部）（毎日）
裁判官 井上直哉	裁判官 井上直哉
〃 三宅知三郎	〃 三宅知三郎
〃 太田多恵	〃 太田多恵
〃 林奈桜	〃 林奈桜
〃 豊臣亮輔	
(松山地裁へ)	
〃 丸林裕矢	〃 丸林裕矢
〃 永田雄一	〃 永田雄一
〃 内藤陽子	〃 内藤陽子
〃 浜崎俊文	〃 浜崎俊文
〃 (兼)井谷喬	〃 (兼)井谷喬
〃 須藤奈未	〃 須藤奈未
〃 中澤崇晶	〃 中澤崇晶
〃 亀井健斗	〃 亀井健斗
〃 中川和俊	〃 中川和俊
(中略)	(中略)
<u>附 則</u>	
<u>この規程は、令和4年4月18日から施行する。</u>	

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和4年4月20日諮問)

(令和4年4月26日実施)

現 行	変 更 後
(第3編（本庁刑事部）第3章第22条第1項) 別表3	(第3編（本庁刑事部）第3章第22条第1項) 別表3
裁判官の配置及び開廷日割	裁判官の配置及び開廷日割
(中略)	(中略)
第10刑事部（令状部）（毎日）	第10刑事部（令状部）（毎日）
裁判官 長瀬 敬昭	裁判官 長瀬 敬昭
〃 後藤 有己	〃 後藤 有己
〃 設樂 大輔	〃 設樂 大輔
〃 金友 宏平	〃 金友 宏平
〃 森田 千尋	〃 森田 千尋
〃 山田 明日香	〃 山田 明日香
〃 (代行) 小谷 侑也	〃 (代行) 小谷 侑也
<u>(職務代行解消)</u>	
〃 (代行) 伊藤 友紀子	〃 (代行) 伊藤 友紀子
〃 井谷 喬	〃 井谷 喬
〃 伊藤 佑貴	〃 伊藤 佑貴
〃 水谷 翔	〃 水谷 翔
〃 青木 崇史	〃 青木 崇史
〃 安藤 謙	〃 安藤 謙
〃 薦田 淳平	〃 薦田 淳平
(中略)	(中略)
第6 令状係（毎日）	第6 令状係（毎日）
裁判官 (兼) 長瀬 敬昭	裁判官 (兼) 長瀬 敬昭
〃 (兼) 後藤 有己	〃 (兼) 後藤 有己
〃 (兼) 設樂 大輔	〃 (兼) 設樂 大輔
〃 (兼) 金友 宏平	〃 (兼) 金友 宏平
〃 (兼) 森田 千尋	〃 (兼) 森田 千尋
〃 (兼) 山田 明日香	〃 (兼) 山田 明日香
〃 (代行) 小谷 侑也	〃 (代行) 小谷 侑也
<u>(職務代行解消)</u>	

【機密性2】

〃 (代行) 伊藤 友紀子	〃 (代行) 伊藤 友紀子
〃 (兼) 井 谷 喬	〃 (兼) 井 谷 喬
〃 (兼) 伊 藤 佑 貴	〃 (兼) 伊 藤 佑 貴
〃 (兼) 水 谷 翔	〃 (兼) 水 谷 翔
〃 (兼) 森 朋 美	〃 (兼) 森 朋 美
〃 (兼) 青 木 崇 史	〃 (兼) 青 木 崇 史
〃 (兼) 安 藤 涼	〃 (兼) 安 藤 涼
〃 (兼) 薦 田 淳 平	〃 (兼) 薦 田 淳 平
〃 池 尻 修 三	〃 池 尻 修 三
〃 高 山 正 之	〃 高 山 正 之
〃 伊 葉 匡 功	〃 伊 葉 匡 功
〃 宮 川 隆	〃 宮 川 隆
〃 菅 浩 次	〃 菅 浩 次
〃 藤 田 康 夫	〃 藤 田 康 夫
〃 (兼) 並 木 正 男	〃 (兼) 並 木 正 男
〃 (兼) 松 林 秀 樹	〃 (兼) 松 林 秀 樹
(中略)	
<u>附 則</u>	
<u>この規程は、令和4年4月26日から施行する。</u>	

【機密性 2】

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

（令和4年5月23日諮詢）

（令和4年5月17日実施）

現 行	変 更 後
（第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項） 別表1 裁判官の配置及び開廷日割 (中略)	（第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項） 別表1 裁判官の配置及び開廷日割 (中略)
第16民事部（普通部）（月水木金） 裁判官 石丸将利 〃 堀部麻記子 〃 村上貴昭	第16民事部（普通部）（月水木金） 裁判官 石丸将利 〃 堀部麻記子 〃 村上貴昭 〃 <u>武藤遼</u> <u>(任補)</u>
(中略)	(中略)
第22民事部（普通部）（火水木金） 裁判官 松本展幸 〃 (代行)龍見昇 〃 直江泰輝 〃 坂川波奈子	第22民事部（普通部）（火水木金） 裁判官 松本展幸 〃 (代行)龍見昇 〃 直江泰輝 〃 坂川波奈子 〃 <u>加藤雄大</u> <u>(任補)</u>
(中略)	(中略)
（第3編（本庁刑事部）第3章第22条第1項） 別表3 裁判官の配置及び開廷日割 (中略)	（第3編（本庁刑事部）第3章第22条第1項） 別表3 裁判官の配置及び開廷日割 (中略)
第2刑事部（普通部）（毎日） 裁判官 西川篤志	第2刑事部（普通部）（毎日） 裁判官 西川篤志

【機密性 2】

<p>久 禮 博 一 竹 本 真梨子 <u>(第 10 刑事部へ)</u></p>	<p>久 禮 博 一 (兼) 竹 本 真梨子 <u>(兼務発令)</u> 伊 藤 佳 子 <u>(任補)</u></p>
(中略)	(中略)
<p>第 5 刑事部 (普通部) (毎日)</p> <p>裁判官 中川綾子 (兼) 久 禮 博 一 恒 光 直 樹 小 泉 健 介 西 村 拓 己 <u>(兼) 宮 澤 裕 登</u> <u>(兼務解消)</u></p>	<p>第 5 刑事部 (普通部) (毎日)</p> <p>裁判官 中川綾子 (兼) 久 禮 博 一 恒 光 直 樹 小 泉 健 介 西 村 拓 己</p>
(中略)	(中略)
<p>第 6 刑事部 (普通部) (毎日)</p> <p>裁判官 大 寄 淳 安 福 幸 江 広 嶋 玲 哉 <u>(兼) 小西池 将</u> <u>(兼務解消)</u></p>	<p>第 6 刑事部 (普通部) (毎日)</p> <p>裁判官 大 寄 淳 安 福 幸 江 広 嶋 玲 哉</p>
(中略)	(中略)
<p>第 7 刑事部 (普通部) (毎日)</p> <p>裁判官 佐 藤 弘 規 松 本 英 男 <u>(兼) 安 曇 大 智</u> <u>(兼務解消)</u></p>	<p>第 7 刑事部 (普通部) (毎日)</p> <p>裁判官 佐 藤 弘 規 松 本 英 男 <u>枚 田 雅 樹</u> <u>(任補)</u></p>
(中略)	(中略)
第 9 刑事部 (普通部) (毎日)	第 9 刑事部 (普通部) (毎日)

【機密性 2】

<p>裁判官 矢野直邦 // 行方美和 // (兼) 広嶋玲哉 <u>(兼務解消)</u></p> <p>(中略)</p> <p>第10刑事部 (令状部) (毎日)</p> <p>裁判官 長瀬敬昭 // 後藤有己 // 設樂大輔 // 金友宏平 // 森田千尋 // 山田明日香 // (代行) 伊藤友紀子 // 井谷喬 // 伊藤佑貴 // 水谷翔 // 青木崇史 // 安藤諒 // 薦田淳平</p>	<p>裁判官 矢野直邦 // 行方美和 <u>豊田高史</u> <u>(任補)</u></p> <p>(中略)</p> <p>第10刑事部 (令状部) (毎日)</p> <p>裁判官 長瀬敬昭 // 後藤有己 // 設樂大輔 // 金友宏平 // 森田千尋 // 山田明日香 // (代行) 伊藤友紀子 // 井谷喬 // 伊藤佑貴 // 水谷翔 // 青木崇史 // 安藤諒 // 薦田淳平 <u>竹本真梨子</u> <u>(第2刑事部から)</u></p> <p>(中略)</p> <p>第13刑事部 (普通部) (毎日)</p> <p>裁判官 岩崎邦生 // 梅澤利昭 // (兼) 比舍昌志</p>
<p>(第5編 (管内簡易裁判所) 第1章第32条, 第34条第1項, 第35条第1項, 第36条, 第38条第1項及び第39条第1項)</p> <p>別表5</p>	<p>(第5編 (管内簡易裁判所) 第1章第32条, 第34条第1項, 第35条第1項, 第36条, 第38条第1項及び第39条第1項)</p> <p>別表5</p>

大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割 (中略)	大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割 (中略)
第6 令状係 (毎日)	第6 令状係 (毎日)
裁判官 (兼) 長瀬 敬昭	裁判官 (兼) 長瀬 敬昭
〃 (兼) 後藤 有己	〃 (兼) 後藤 有己
〃 (兼) 設樂 大輔	〃 (兼) 設樂 大輔
〃 (兼) 金友 宏平	〃 (兼) 金友 宏平
〃 (兼) 森田 千尋	〃 (兼) 森田 千尋
〃 (兼) 山田 明日香	〃 (兼) 山田 明日香
〃 (代行) 伊藤 友紀子	〃 (代行) 伊藤 友紀子
〃 (兼) 井谷 喬	〃 (兼) 井谷 喬
〃 (兼) 伊藤 佑貴	〃 (兼) 伊藤 佑貴
〃 (兼) 水谷 翔	〃 (兼) 水谷 翔
〃 (兼) 森朋 美	〃 (兼) 森朋 美
〃 (兼) 青木 崇史	〃 (兼) 青木 崇史
〃 (兼) 安藤 涼	〃 (兼) 安藤 涼
〃 (兼) 薦田 淳平	〃 (兼) 薦田 淳平
	〃 (兼) 竹本 真梨子
	(兼務発令)
〃 池尻 修三	〃 池尻 修三
〃 高山 正之	〃 高山 正之
〃 伊葉 匡功	〃 伊葉 匡功
〃 宮川 隆	〃 宮川 隆
〃 普 浩次	〃 普 浩次
〃 藤田 康夫	〃 藤田 康夫
〃 (兼) 並木 正男	〃 (兼) 並木 正男
〃 (兼) 松林 秀樹	〃 (兼) 松林 秀樹
(中略)	(中略)
	附 則
	この規程は、令和4年5月17日から施行する。

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和4年5月11日諮詢)

(令和4年5月18日実施)

現 行	変 後
(第5編（管内簡易裁判所）第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項) 別表5	(第5編（管内簡易裁判所）第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項) 別表5
大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割 (中略)	大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割 (中略)
第2 民事特殊事件係（即決和解、公示催告、督促、保全、非訟等）（毎日）	第2 民事特殊事件係（即決和解、公示催告、督促、保全、非訟等）（毎日）
裁判官（兼）井上直哉 〃 村岡 寛 〃 佐伯 美保 〃 松野 勝徳 〃 中山 一馬 <u>（定年退官）</u> 〃 倉田 孝雄 〃 大家 嘉朗 〃 小林 勘一郎 〃 山下 雅資 〃 和田 一臣 〃 西村 実信 〃 川副 勝巳 〃 水野 和雄 〃 荏谷 誠 〃 (兼) 大迫 隆二 〃 (兼) 吉田 進	裁判官（兼）井上直哉 〃 村岡 寛 〃 佐伯 美保 〃 松野 勝徳 〃 倉田 孝雄 〃 大家 嘉朗 〃 小林 勘一郎 〃 山下 雅資 〃 和田 一臣 〃 西村 実信 〃 川副 勝巳 〃 水野 和雄 〃 荏谷 誠 〃 (兼) 大迫 隆二 〃 (兼) 吉田 進
	(中略)
	<u>附 則</u> この規程は、令和4年5月18日から施行する。

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和4年5月11日諮問)

(令和4年5月20日実施)

現 行	変 更 後
(第5編（管内簡易裁判所）第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項) 別表5	(第5編（管内簡易裁判所）第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項) 別表5
大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割 (中略)	大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割 (中略)
第2 民事特殊事件係（即決和解、公示催告、督促、保全、非訟等）（毎日）	第2 民事特殊事件係（即決和解、公示催告、督促、保全、非訟等）（毎日）
裁判官（兼）井上直哉 〃 村岡 寛 〃 佐伯 美保 〃 松野 勝徳 <u>（御船簡裁へ）</u> 〃 倉田 孝雄 〃 大家 嘉朗 〃 小林 勘一郎 〃 山下 雅資 〃 和田 一臣 〃 西村 実信 〃 川副 勝巳 〃 水野 和雄 〃 荘谷 誠 〃 （兼）大迫 隆二 〃 （兼）吉田 進	裁判官（兼）井上直哉 〃 村岡 寛 〃 佐伯 美保 〃 倉田 孝雄 〃 大家 嘉朗 〃 小林 勘一郎 〃 山下 雅資 〃 和田 一臣 〃 西村 実信 〃 川副 勝巳 〃 水野 和雄 〃 荘谷 誠 〃 （兼）大迫 隆二 〃 （兼）吉田 進
	(中略)
	<u>附 則</u> この規程は、令和4年5月20日から施行する。

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和4年5月31日諮詢)

(令和4年6月1日実施)

現 行	変 更 後
(第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項) 別表1 裁判官の配置及び開廷日割 (中略)	(第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項) 別表1 裁判官の配置及び開廷日割 (中略)
第15民事部（交通部）（毎日） 裁判官 武田瑞佳 〃 (兼)石丸将利 （兼務解消） 島田正人 中武由紀 溝口優 久保貴紀 安井龍明 木戸口恆成 藤田一真 林憲太朗	第15民事部（交通部）（毎日） 裁判官 武田瑞佳 〃 島田正人 中武由紀 溝口優 久保貴紀 安井龍明 木戸口恆成 藤田一真 林憲太朗
(中略)	(中略)
第17民事部（医事部）（月火水木） 裁判官 徳増誠一 〃 (兼)三宅知三郎 （兼務解消） 葛西功洋 井上結美子 西田篤史	第17民事部（医事部）（月火水木） 裁判官 徳増誠一 〃 葛西功洋 井上結美子 西田篤史
(中略)	(中略)
第19民事部（医事部）（毎日） 裁判官 田口治美 〃 能宗美和	第19民事部（医事部）（毎日） 裁判官 田口治美 〃 能宗美和

【機密性 2】

<p>〃 小川貴裕 <u>〃 (兼)丸林裕矢</u> <u>(兼務解消)</u> 〃 小西池 将</p>	<p>〃 小川貴裕 〃 小西池 将</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>第22民事部(普通部) (火水木金) 裁判官 松本展幸 <u>〃 (代行)龍見昇</u> <u>(職務代行解消)</u> 〃 直江泰輝 〃 坂川波奈子 〃 加藤雄大</p>	<p>第22民事部(普通部) (火水木金) 裁判官 松本展幸 〃 直江泰輝 〃 坂川波奈子 〃 加藤雄大</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(第3編(本庁刑事部) 第3章第22条第1項) 別表3</p>	<p>(第3編(本庁刑事部) 第3章第22条第1項) 別表3</p>
<p>裁判官の配置及び開廷日割</p>	<p>裁判官の配置及び開廷日割</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>第8刑事部(普通部) (毎日) 裁判官 田中伸一 〃 本村暁宏 〃 安曇大智 <u>〃 (兼)薦田淳平</u> <u>(兼務解消)</u></p>	<p>第8刑事部(普通部) (毎日) 裁判官 田中伸一 〃 本村暁宏 〃 安曇大智</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>第13刑事部(普通部) (毎日) 裁判官 岩崎邦生 〃 梅澤利昭 <u>〃 (兼)比舍昌志</u> <u>(兼務解消)</u> 〃 北岡佑太</p>	<p>第13刑事部(普通部) (毎日) 裁判官 岩崎邦生 〃 梅澤利昭 〃 北岡佑太</p>

【機密性 2】

(中略)	(中略)
第15刑事部（普通部）（毎日）	第15刑事部（普通部）（毎日）
裁判官 末弘陽一	裁判官 末弘陽一
<u>〃 (代行) 松田道別</u>	
	(職務代行解消)
<u>〃 (代行) 船戸宏之</u>	
	(職務代行解消)
〃 三澤節史	〃 三澤節史
〃 高橋里奈	〃 高橋里奈
〃 小澤光	〃 小澤光
(中略)	(中略)
<u>附 則</u>	
この規程は、令和4年6月1日から施行する。	

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和4年5月31日諮問)

(令和4年6月6日実施)

現 行	変 更 後
(第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項) 別表1	(第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項) 別表1
裁判官の配置及び開廷日割	裁判官の配置及び開廷日割
第1民事部（保全部）（毎日）	第1民事部（保全部）（毎日）
裁判官 井上直哉	裁判官 井上直哉
〃 三宅知三郎	〃 三宅知三郎
〃 太田多恵	〃 太田多恵
〃 林奈桜	〃 林奈桜
〃 丸林裕矢	〃 丸林裕矢
〃 永田雄一	〃 永田雄一
〃 内藤陽子	〃 内藤陽子
〃 浜崎俊文	〃 浜崎俊文
〃 (兼) 井谷喬	〃 (兼) 井谷喬
〃 須藤奈未	〃 須藤奈未
〃 中澤崇晶	〃 中澤崇晶
〃 亀井健斗	〃 亀井健斗
〃 中川和俊	〃 中川和俊
	〃 (兼) 伊藤友紀子 <u>(兼務発令)</u>
(中略)	(中略)
<u>附 則</u>	
<u>この規程は、令和4年6月6日から施行する。</u>	

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和4年5月23日諮詢)

(令和4年6月10日実施)

現 行	変 更 後
第4編 支 部	第4編 支 部
第1章 塙 支 部	第1章 塙 支 部
(裁判官の配置)	(裁判官の配置)
第24条 塙支部における裁判官の配置は、次のとおりとする。	第24条 塙支部における裁判官の配置は、次のとおりとする。
第1民事部A	第1民事部A
裁判官 浜本章子 (鹿児島地家裁へ)	裁判官 野田恵司 (京都地裁から)
〃 藤野美子	〃 藤野美子
〃 蛭名日奈子	〃 蛭名日奈子
〃 (兼)國分綾	〃 (兼)國分綾
〃 (兼)湯浅徳恵	〃 (兼)湯浅徳恵
〃 浅井翼	〃 浅井翼
(中略)	(中略)
	附 則
	この規程は、令和4年6月10日から施行する。

【機密性2】

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

（令和4年6月17日諮詢）

（令和4年6月10日実施）

現 行	変 更 後
第4編 支 部	第4編 支 部
第1章 堺 支 部	第1章 堺 支 部
（裁判官の配置）	（裁判官の配置）
第24条 堺支部における裁判官の配置は、次のとおりとする。	第24条 堺支部における裁判官の配置は、次のとおりとする。
第1民事部A	第1民事部A
裁判官 野田恵司	裁判官 野田恵司 〃 (代行) 浜本章子 （職務代行発令）
〃 藤野美子	〃 藤野美子
〃 蟹名日奈子	〃 蟹名日奈子
〃 (兼)國分綾	〃 (兼)國分綾
〃 (兼)湯浅徳恵	〃 (兼)湯浅徳恵
〃 浅井翼	〃 浅井翼
（中略）	（中略）
	<u>附 則</u> この規程は、令和4年6月10日から施行する。

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和4年6月17日諮詢)

(令和4年6月25日実施)

現 行	変 更 後
(第5編（管内簡易裁判所）第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項) 別表5 大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割 (中略)	(第5編（管内簡易裁判所）第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項) 別表5 大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割 (中略)
第2 民事特殊事件係（即決和解、公示催告、督促、保全、非訟等）（毎日） 裁判官 (兼) 井 上 直 哉 〃 村 岡 寛 〃 佐 伯 美 保 〃 倉 田 孝 雄 〃 大 家 嘉 朗 〃 小 林 勘 一 郎 〃 山 下 雅 資 〃 和 田 一 臣 〃 西 村 実 信 〃 川 副 勝 已 〃 水 野 和 雄 (調停1係～) 〃 荘 谷 誠 〃 (兼) 大 迫 隆 二 〃 (兼) 吉 田 進	第2 民事特殊事件係（即決和解、公示催告、督促、保全、非訟等）（毎日） 裁判官 (兼) 井 上 直 哉 〃 村 岡 寛 〃 佐 伯 美 保 〃 倉 田 孝 雄 〃 大 家 嘉 朗 〃 小 林 勘 一 郎 〃 山 下 雅 資 〃 和 田 一 臣 〃 西 村 実 信 〃 川 副 勝 已 〃 荘 谷 誠 〃 (兼) 大 迫 隆 二 〃 (兼) 吉 田 進
第3 調停係（毎日） 第1係 裁判官 諫 武 高 行 〃 増 田 耕 兒 (刑事公判第2係～) 第2係 〃 宮 部 稔 第3係 〃 有 田 穎 宏 第4係 〃 植 田 武 志 第5係 〃 加 藤 優	第3 調停係（毎日） 第1係 裁判官 諫 武 高 行 〃 水 野 和 雄 (民事特殊事件係から) 第2係 〃 宮 部 稔 第3係 〃 有 田 穎 宏 第4係 〃 植 田 武 志 第5係 〃 加 藤 優
第4 刑事公判係	第4 刑事公判係

<p>第1係 (月水木)</p> <p>裁判官 (兼) 松林秀樹</p> <p>第2係 (月水木)</p> <p>〃 並木正男 (定年退官)</p>	<p>第1係 (月水木)</p> <p>裁判官 (兼) 松林秀樹</p> <p>第2係 (月水木)</p> <p>〃 増田耕兒 (調停1係から)</p>
<p>第5 略式係 (毎日)</p> <p>(1) 普通略式係</p> <p>裁判官 松林秀樹 〃 (兼) 並木正男 (兼務解消)</p> <p>〃 (兼) 池尻修三 〃 (兼) 高山正之 〃 (兼) 伊葉匡功 〃 (兼) 宮川隆 〃 (兼) 菅浩次 〃 (兼) 藤田康夫</p>	<p>第5 略式係 (毎日)</p> <p>(1) 普通略式係</p> <p>裁判官 松林秀樹 〃 (兼) 増田耕兒 (兼務発令)</p> <p>〃 (兼) 池尻修三 〃 (兼) 高山正之 〃 (兼) 伊葉匡功 〃 (兼) 宮川隆 〃 (兼) 菅浩次 〃 (兼) 藤田康夫</p>
<p>(中略)</p> <p>第6 令状係 (毎日)</p> <p>裁判官 (兼) 長瀬敬昭 〃 (兼) 後藤有己 〃 (兼) 設樂大輔 〃 (兼) 金友宏平 〃 (兼) 森田千尋 〃 (兼) 山田明日香 〃 (代行) 伊藤友紀子 〃 (兼) 井谷喬 〃 (兼) 伊藤佑貴 〃 (兼) 水谷翔 〃 (兼) 森朋美 〃 (兼) 青木崇史 〃 (兼) 安藤涼 〃 (兼) 薦田淳平 〃 (兼) 竹本真梨子 〃 池尻修三 〃 高山正之 〃 伊葉匡功 〃 宮川隆 〃 菅浩次</p>	<p>(中略)</p> <p>第6 令状係 (毎日)</p> <p>裁判官 (兼) 長瀬敬昭 〃 (兼) 後藤有己 〃 (兼) 設樂大輔 〃 (兼) 金友宏平 〃 (兼) 森田千尋 〃 (兼) 山田明日香 〃 (代行) 伊藤友紀子 〃 (兼) 井谷喬 〃 (兼) 伊藤佑貴 〃 (兼) 水谷翔 〃 (兼) 森朋美 〃 (兼) 青木崇史 〃 (兼) 安藤涼 〃 (兼) 薦田淳平 〃 (兼) 竹本真梨子 〃 池尻修三 〃 高山正之 〃 伊葉匡功 〃 宮川隆 〃 菅浩次</p>

【機密性 2】

<p>〃 藤田康夫 〃 (兼)並木正男 _____ 〃 (兼)松林秀樹</p>	<p>〃 藤田康夫 〃 (兼)増田耕兒 _____ 〃 (兼)松林秀樹</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和4年6月25日から施行す</u> <u>る。</u></p>

【機密性2】

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和4年6月17日諮問)

(令和4年6月27日実施)

現 行	変 更 後
(第2編 (本庁民事部) 第3章第10条第1項) 別表1	(第2編 (本庁民事部) 第3章第10条第1項) 別表1
裁判官の配置及び開廷日割	裁判官の配置及び開廷日割
第1民事部 (保全部) (毎日)	第1民事部 (保全部) (毎日)
裁判官 井上直哉	裁判官 井上直哉
〃 三宅知三郎	〃 三宅知三郎
〃 太田多恵	〃 太田多恵
〃 林奈桜	〃 林奈桜
〃 丸林裕矢	〃 丸林裕矢
〃 永田雄一	〃 永田雄一
〃 内藤陽子	〃 内藤陽子
〃 浜崎俊文	〃 浜崎俊文
〃 (兼) 井谷喬	〃 (兼) 井谷喬
〃 須藤奈未	〃 須藤奈未
〃 中澤崇晶	〃 中澤崇晶
〃 亀井健斗	
(釧路地家裁へ)	
〃 中川和俊	〃 中川和俊
〃 (兼) 伊藤友紀子	〃 (兼) 伊藤友紀子
(中略)	(中略)
第13民事部 (普通部) (火水木金)	第13民事部 (普通部) (火水木金)
裁判官 松本明敏	裁判官 松本明敏
〃 長田雅之	〃 長田雅之
〃 伊澤大介	〃 伊澤大介
〃 (兼) 亀井健斗	
(兼務解消)	
〃 (兼) 中川和俊	〃 (兼) 中川和俊
〃 櫻井雅典	〃 櫻井雅典
(中略)	(中略)

【機密性 2】

附 則

この規程は、令和4年6月27日から施行する。

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和4年6月17日諮詢)

(令和4年6月28日実施)

現 行	変 更 後
(第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項) 別表1	(第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項) 別表1
裁判官の配置及び開廷日割	裁判官の配置及び開廷日割
第1民事部（保全部）（毎日）	第1民事部（保全部）（毎日）
裁判官 井上直哉	裁判官 井上直哉
〃 三宅知三郎	〃 三宅知三郎
〃 太田多恵	〃 太田多恵
〃 林奈桜	〃 林奈桜
〃 丸林裕矢	〃 丸林裕矢
〃 永田雄一	〃 永田雄一
〃 内藤陽子	
<u>(千葉家地裁松戸支部へ)</u>	
〃 浜崎俊文	〃 浜崎俊文
〃 (兼)井谷喬	〃 (兼)井谷喬
〃 須藤奈未	〃 須藤奈未
〃 中澤崇晶	〃 中澤崇晶
〃 中川和俊	〃 中川和俊
〃 (兼)伊藤友紀子	〃 (兼)伊藤友紀子
(中略)	(中略)
<u>附 則</u>	
<u>この規程は、令和4年6月28日から施行する。</u>	

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和4年6月17日諮詢)

(令和4年6月30日実施)

現 行	変 更 後
(第3編（本庁刑事部）第3章第22条第1項) 別表3 (中略)	(第3編（本庁刑事部）第3章第22条第1項) 別表3 (中略)
第10刑事部（令状部）（毎日） 裁判官 長瀬敬昭 〃 後藤有己 〃 設樂大輔 〃 金友宏平	第10刑事部（令状部）（毎日） 裁判官 長瀬敬昭 〃 後藤有己 〃 設樂大輔 〃 金友宏平 〃 <u>(兼)河本薰</u> <u>(兼務発令)</u>
〃 森田千尋 〃 山田明日香 〃 (代行)伊藤友紀子 〃 井谷喬 〃 伊藤佑貴 〃 水谷翔 〃 青木崇史 〃 安藤諒 〃 薦田淳平 〃 竹本真梨子	〃 森田千尋 〃 山田明日香 〃 (代行)伊藤友紀子 〃 井谷喬 〃 伊藤佑貴 〃 水谷翔 〃 青木崇史 〃 安藤諒 〃 薦田淳平 〃 竹本真梨子
(中略)	(中略)
第4編 支 部 第1章 堺 支 部 (裁判官の配置) 第24条 堺支部における裁判官の配置は、次のとおりとする。	第4編 支 部 第1章 堺 支 部 (裁判官の配置) 第24条 堺支部における裁判官の配置は、次のとおりとする。
(中略)	(中略)

第1刑事部		第1刑事部	
裁判官	柴田厚司	裁判官	柴田厚司
〃	竹内大明	〃	竹内大明
〃	(代行) 金友宏平	〃	(代行) 金友宏平
		〃	<u>河本薰</u>
		<u>(東京地裁から)</u>	
〃	本田真理子	〃	本田真理子
〃	(代行) 薦田淳平	〃	(代行) 薦田淳平
(中略)		(中略)	
(第5編(管内簡易裁判所) 第1章第32条, 第34条第1項, 第35条第1項, 第36条, 第38条第1項及び第39条第1項)		第5編(管内簡易裁判所) 第1章第32条, 第34条第1項, 第35条第1項, 第36条, 第38条第1項及び第39条第1項)	
別表5		別表5	
大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割		大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割	
(中略)		(中略)	
第6 令状係(毎日)		第6 令状係(毎日)	
裁判官	(兼) 長瀬敬昭	裁判官	(兼) 長瀬敬昭
〃	(兼) 後藤有己	〃	(兼) 後藤有己
〃	(兼) 設樂大輔	〃	(兼) 設樂大輔
〃	(兼) 金友宏平	〃	(兼) 金友宏平
		〃	<u>(代行) 河本薰</u>
		<u>(職務代行発令)</u>	
〃	(兼) 森田千尋	〃	(兼) 森田千尋
〃	(兼) 山田明日香	〃	(兼) 山田明日香
〃	(代行) 伊藤友紀子	〃	(代行) 伊藤友紀子
〃	(兼) 井谷喬	〃	(兼) 井谷喬
〃	(兼) 伊藤佑貴	〃	(兼) 伊藤佑貴
〃	(兼) 水谷翔	〃	(兼) 水谷翔
〃	(兼) 森朋美	〃	(兼) 森朋美
〃	(兼) 青木崇史	〃	(兼) 青木崇史
〃	(兼) 安藤涼	〃	(兼) 安藤涼
〃	(兼) 薦田淳平	〃	(兼) 薦田淳平
〃	(兼) 竹本真梨子	〃	(兼) 竹本真梨子
〃	池尻修三	〃	池尻修三
〃	高山正之	〃	高山正之

【機密性 2】

〃	伊葉 匡 功	〃	伊葉 匡 功
〃	宮川 隆	〃	宮川 隆
〃	菅 浩 次	〃	菅 浩 次
〃	藤田 康 夫	〃	藤田 康 夫
〃	(兼) 増田 耕兒	〃	(兼) 増田 耕兒
〃	(兼) 松林 秀樹	〃	(兼) 松林 秀樹
(中略)		(中略)	
<u>附 則</u> この規程は、令和4年6月30日から施行する。			

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和4年6月17日諮問)

(令和4年7月1日実施)

現 行	変 更 後
(第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項) 別表1	(第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項) 別表1
裁判官の配置及び開廷日割	裁判官の配置及び開廷日割
第1民事部（保全部）（毎日）	第1民事部（保全部）（毎日）
裁判官 井上直哉 〃 三宅知三郎 〃 太田多恵 〃 林奈桜 〃 丸林裕矢 〃 永田雄一 〃 浜崎俊文	裁判官 井上直哉 〃 三宅知三郎 〃 太田多恵 〃 林奈桜 〃 丸林裕矢 〃 永田雄一 〃 浜崎俊文 〃 森文弥
(兼) 井谷喬 〃 須藤奈未 〃 中澤崇晶 〃 中川和俊 〃 (兼) 伊藤友紀子	(兼) 井谷喬 〃 須藤奈未 〃 中澤崇晶 〃 中川和俊 〃 (兼) 伊藤友紀子
(中略)	(中略)
第11民事部（普通部）（月水木金）	第11民事部（普通部）（月水木金）
裁判官 土井文美 〃 石原和孝 〃 (代行) 神谷善英	裁判官 上井文美 〃 石原和孝
(職務代行解消) 〃 奥田達生 〃 小島務 〃 (兼) 関堯熙	〃 奥田達生 〃 小島務
(兼務解消) 〃 宮澤裕登	〃 宮澤裕登
(中略)	(中略)

【機密性 2】

	<u>附 則</u> <u>この規程は、令和4年7月1日から施行する。</u>
--	--

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和4年6月17日諮問)

(令和4年7月5日実施)

現 行	変 更 後
(第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項) 別表1	(第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項) 別表1
裁判官の配置及び開廷日割	裁判官の配置及び開廷日割
第1民事部（保全部）（毎日）	第1民事部（保全部）（毎日）
裁判官 井上直哉	裁判官 井上直哉
〃 三宅知三郎	〃 三宅知三郎
〃 太田多恵	〃 太田多恵
〃 林奈桜	〃 林奈桜
〃 丸林裕矢	〃 丸林裕矢
〃 永田雄一	〃 永田雄一
〃 浜崎俊文	〃 浜崎俊文
〃 森文弥	〃 森文弥
〃 (兼)井谷喬 <u>(兼務解消)</u>	〃 須藤奈未
〃 中澤崇晶	〃 中澤崇晶
〃 中川和俊	〃 中川和俊
〃 (兼)伊藤友紀子	〃 (兼)伊藤友紀子
(中略)	(中略)
(第3編（本庁刑事部）第3章第22条第1項) 別表3	(第3編（本庁刑事部）第3章第22条第1項) 別表3
裁判官の配置及び開廷日割	裁判官の配置及び開廷日割
第10刑事部（令状部）（毎日）	第10刑事部（令状部）（毎日）
裁判官 長瀬敬昭	裁判官 長瀬敬昭
〃 後藤有己	〃 後藤有己
〃 設樂大輔	〃 設樂大輔
〃 金友宏平	〃 金友宏平
〃 (兼)河本薰	〃 (兼)河本薰
〃 森田千尋	〃 森田千尋

【機密性 2】

<p>〃 山田 明日香 〃 (代行) 伊藤 友紀子 〃 <u>井谷 喬</u> <u>(静岡家地裁へ)</u> 〃 伊藤 佑 貴 〃 水谷 翔 〃 青木 崇 史 〃 安藤 謙 〃 薦田 淳 平 〃 竹本 真梨子</p>	<p>〃 山田 明日香 〃 (代行) 伊藤 友紀子 〃 伊藤 佑 貴 〃 水谷 翔 〃 青木 崇 史 〃 安藤 謙 〃 薦田 淳 平 〃 竹本 真梨子</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(第5編 (管内簡易裁判所) 第1章第32条, 第34条第1項, 第35条第1項, 第36条, 第38条第1項及び第39条第1項)</p>	<p>(第5編 (管内簡易裁判所) 第1章第32条, 第34条第1項, 第35条第1項, 第36条, 第38条第1項及び第39条第1項)</p>
<p>別表5</p>	<p>別表5</p>
<p>大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割</p>	<p>大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>第6 令状係 (毎日)</p>	<p>第6 令状係 (毎日)</p>
<p>裁判官 (兼) 長瀬 敬 昭 〃 (兼) 後藤 有 己 〃 (兼) 設樂 大 輔 〃 (兼) 金友 宏 平 〃 (代行) 河本 薫 〃 (兼) 森田 千 尋 〃 (兼) 山田 明日香 〃 (代行) 伊藤 友紀子 〃 (兼) 井谷 喬 <u>(兼務解消)</u> 〃 (兼) 伊藤 佑 貴 〃 (兼) 水谷 翔 〃 (兼) 森 朋 美 〃 (兼) 青木 崇 史 〃 (兼) 安藤 涼 〃 (兼) 薦田 淳 平 〃 (兼) 竹本 真梨子</p>	<p>裁判官 (兼) 長瀬 敬 昭 〃 (兼) 後藤 有 己 〃 (兼) 設樂 大 輔 〃 (兼) 金友 宏 平 〃 (代行) 河本 薫 〃 (兼) 森田 千 尋 〃 (兼) 山田 明日香 〃 (代行) 伊藤 友紀子 〃 (兼) 伊藤 佑 貴 〃 (兼) 水谷 翔 〃 (兼) 森 朋 美 〃 (兼) 青木 崇 史 〃 (兼) 安藤 涼 〃 (兼) 薦田 淳 平 〃 (兼) 竹本 真梨子</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>

【機密性 2】

〃	池尻修二	〃	池尻修三		
〃	高山正之	〃	高山正之		
〃	伊葉匡功	〃	伊葉匡功		
〃	宮川 隆	〃	宮川 隆		
〃	菅 浩次	〃	菅 浩次		
〃	藤田康夫	〃	藤田康夫		
〃	(兼)増田耕兒	〃	(兼)増田耕兒		
〃	(兼)松林秀樹	〃	(兼)松林秀樹		
(中略)		(中略)			
<u>附 則</u>					
<u>この規程は、令和4年7月5日から施行する。</u>					

決議事項

(令和4年6月30日)

執行官の退職基準年齢等に関する規程

令和 4 年 ○ 月 ○ 日

大阪地方裁判所裁判官会議決議

(退職基準年齢)

第 1 条 執行官は、年齢 68 歳に達した日以後における最初の 3 月 31 日付けて退職するものとする。

(承諾書の提出)

第 2 条 執行官に任命された者（第 5 条の規定によって再度採用された執行官を含む。）は、速やかに別紙様式第 1 の承諾書を提出する。

(退職願の提出)

第 3 条 第 1 条の規定によって退職する者は、退職する前年の 5 月 31 日までに別紙様式第 2 の退職願を提出する。

(再任用願の提出)

第 4 条 前条及び第 7 条に規定する退職願を提出した者で、再任用を希望するものは、希望する再任用の前年の 5 月 31 日までに別紙様式第 3 の執行官再任用願を提出する。

(再任用)

第 5 条 前条の規定により再任用願を提出した者について、その者の能力及び経験を考慮し、執行官事務の円滑な運営を確保するために必要があると認めるときは、当該再任用願に基づいて、その者を執行官に再度採用することができる。

- 2 前項の規定による再任用は、1 年を超えない範囲で行うことができる。
- 3 前項の規定による再任用については、年齢 70 歳に達した日以後における最初の 3 月 31 日を超えることができない。

(再任用の可否)

第 6 条 第 4 条に規定する再任用願を提出した者に対しては、執行官採用選考委員会において、本人の意向、健康状態、執務能力のほか、執行官事務の円滑な運営

の確保の必要性等を総合的に考慮し、再任用の可否を定める。

(再任用された執行官の退職願の提出)

第 7 条 第 5 条の規定によって再度採用された執行官は、退職願を別紙様式第 2 に
より作成し、退職予定日の前年の 5 月 31 日までに提出する。

付 記

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 12 年 3 月 15 日付け「執行官の退職基準年齢等に関する規程」は、令和
5 年 3 月 31 日限り、廃止する。
- 3 この規程施行の際に、年齢 65 歳に達している執行官の退職基準年齢等につい
ては、なお従前の例による。
- 4 平成 12 年 3 月 15 日付け「執行官の退職基準年齢等に関する規程」第 2 条に
より既に提出された承諾書は、第 2 条の規程により提出された承諾書とみなす。

(機密性 2)

(別紙様式第 1)

承 諾 書

令和〇年〇月〇日

大阪地方裁判所長 殿

大阪地方裁判所〇〇支部執行官 ○ ○ ○ ○

(昭和〇年〇月〇日生)

私は、大阪地方裁判所における執行官の退職基準年齢等に関する規程に従うこと
を承諾します。

(機密性 2)

(別紙様式第 2)

退 職 願

令和〇年〇月〇日

大阪地方裁判所長 殿

大阪地方裁判所〇〇支部執行官 ○ ○ ○ ○

(昭和〇年〇月〇日生)

私は、令和〇年 3 月 31 日限り退職します。

(機密性 2)

(別紙様式第 3)

執 行 官 再 任 用 願

令和〇年〇月〇日

大阪地方裁判所長 殿

大阪地方裁判所〇〇支部執行官 ○ ○ ○ ○

(昭和〇年〇月〇日生)

私は、令和〇年 3 月 31 日まで再任用されることを希望します。

【機密性 2】

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

（令和4年6月30日付議）

（令和4年7月1日実施）

現 行	変 更 後
<p>第 2 編 本 庁 民 事 部</p> <p>第3章 裁判官の配置、開廷日割及び代理順序 (中略)</p> <p>（裁判事務の代理）</p> <p>第12条 裁判事務の代理は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 部の裁判官に差し支えがあるときの裁判事務については、その裁判官が所属する部の他の裁判官が代理し、これによることができないときは、あらかじめ所長が定める順序により、他の部の裁判官が代理する。</p> <p>(2) 事件が緊急に処理することを要するものである場合において、当該事件の配付を受けた部に差し支えがあるときの代理関係は、別表2のとおりとする。</p> <p>(3) 事件が緊急に処理することを要するものである場合において、前号の規定によることができないときは、所長が指名する裁判官が代理する。</p> <p>(4) 夏期休廷期間中における代理関係は、本庁民事部の裁判官の協議によって定める。</p> <p>（中略）</p> <p>（第2編（本庁民事部）第3章第12条第2号） 別表2</p> <p>（中略）</p> <p>第 3 編 本 庁 刑 事 部</p> <p>第3章 裁判官の配置、開廷日割及び代理順序</p>	<p>第 2 編 本 庁 民 事 部</p> <p>第3章 裁判官の配置、開廷日割及び代理順序 (中略)</p> <p>（裁判事務の代理）</p> <p>第12条 裁判事務の代理は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 部の裁判官に差し支えがあるときの裁判事務については、その裁判官が所属する部の他の裁判官が代理し、これによることができないときの代理関係は、別表2のとおりとする。</p> <p>(2) 前号の規定によることができないときは、所長が指名する裁判官が代理する。</p> <p>(3) 夏期休廷期間中における代理関係は、本庁民事部の裁判官の協議によって定める。</p> <p>（中略）</p> <p>（第2編（本庁民事部）第3章第12条第1号） 別表2</p> <p>（中略）</p> <p>第 3 編 本 庁 刑 事 部</p> <p>第3章 裁判官の配置、開廷日割及び代理順序</p>

【機密性 2】

(中略)	(中略)
(裁判事務の代理) 第23条 裁判事務の代理は、第18条の2に定めるもののほか、次のとおりとする。 (1) 令状部を除く各部の代理関係は、別表4のとおりとし、夏期休廷期間中は、代理関係にある開廷部が順位に従って代理する。 (2) 令状部の裁判官に差し支えがあるときは、 <u>あらかじめ所長が定める順序</u> により、他の部の裁判官が代理する。 (3) 普通部、租税部又は令状部の裁判官に差し支えがあり、合議体を構成することができないときは、 <u>あらかじめ所長が定める順序</u> により、他の部の裁判官が代理する。 (4) <u>緊急の必要のため前3号の規定によることができないとき（令状部において同時に多数の事件を受け付けた場合などを含む。）は、所長が指名する裁判官が代理する。</u>	(裁判事務の代理) 第23条 裁判事務の代理は、第18条の2に定めるもののほか、次のとおりとする。 (1) 令状部を除く各部の代理関係は、別表4のとおりとし、夏期休廷期間中は、代理関係にある開廷部が順位に従って代理する。 (2) 令状部の裁判官に差し支えがあるときは、 <u>所長が指名する裁判官</u> が代理する。 (3) 普通部、租税部又は令状部の裁判官に差し支えがあり、合議体を構成することができないときは、 <u>所長が指名する裁判官</u> が代理する。
(中略)	(中略)
第4編 支 部	第4編 支 部
第1章 塙 支 部	第1章 塙 支 部
(中略)	(中略)
(裁判事務の代理) 第26条 裁判事務の代理は、次のとおりとする。 (1) 各部は、裁判事務につき、次のとおり相互に代理する。 第1民事部A又は第1民事部Bと第2民事部 第1刑事部と第2刑事部 第1刑事部又は第2刑事部と第1民事部 A若しくは第1民事部B又は第2民事部 (2) 各部の裁判官に差し支えがあるときは、 <u>あらかじめ塙支部長が定める順序</u> により、他の	(裁判事務の代理) 第26条 裁判事務の代理は、次のとおりとする。 (1) 各部は、裁判事務につき、次のとおり相互に代理する。 第1民事部A又は第1民事部Bと第2民事部 第1刑事部と第2刑事部 第1刑事部又は第2刑事部と第1民事部 A若しくは第1民事部B又は第2民事部 (2) 各部の裁判官に差し支えがあるときは、 <u>塙支部長が指名する裁判官</u> が代理する。

【機密性 2】

<p>裁判官が代理する。</p> <p>(3) 部の事務を総括する裁判官が差し支えのため裁判長の職務をとることができないときは、その部に所属する裁判官が、第24条に記載する順序により、その職務を行う。</p> <p>(4) 緊急の必要のため前3号の規定によることができないときは、堺支部長が指名する裁判官が代理する。</p> <p>(5) 堀支部の裁判官が代理することができないときは、所長が指名する裁判官が代理する。</p> <p>(6) 夏期休延期間中における代理関係は、堺支部の裁判官の協議によって定める。</p>	<p>(3) 部の事務を総括する裁判官が差し支えのため裁判長の職務をとることができないときは、その部に所属する裁判官が、第24条に記載する順序により、その職務を行う。</p> <p>(4) 緊急の必要のため前号の規定によることができないときは、堺支部長が指名する裁判官が代理する。</p> <p>(5) 堀支部の裁判官が代理することができないときは、所長が指名する裁判官が代理する。</p> <p>(6) 夏期休延期間中における代理関係は、堺支部の裁判官の協議によって定める。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>第2章 岸和田支部</p>	<p>第2章 岸和田支部</p>
<p>(中略)</p> <p>(裁判事務の代理)</p> <p>第29条 裁判事務について裁判官に差し支えがあるときは、<u>あらかじめ</u>岸和田支部長が<u>定める順序</u>により、他の裁判官が代理する。</p> <p>2 岸和田支部の裁判官が代理することができないときは、所長が指名する裁判官が代理する。</p> <p>3 夏期休延期間中における代理関係は、岸和田支部の裁判官の協議によって定める。</p>	<p>(中略)</p> <p>(裁判事務の代理)</p> <p>第29条 裁判事務について裁判官に差し支えがあるときは、岸和田支部長が<u>指名する</u>裁判官が代理する。</p> <p>2 岸和田支部の裁判官が代理することができないときは、所長が指名する裁判官が代理する。</p> <p>3 夏期休延期間中における代理関係は、岸和田支部の裁判官の協議によって定める。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>第5編 管内簡易裁判所</p>	<p>第5編 管内簡易裁判所</p>
<p>第1章 大阪簡易裁判所</p>	<p>第1章 大阪簡易裁判所</p>
<p>(中略)</p> <p>(調停係の裁判官の配置、開廷日割及び事務の分配)</p> <p>第35条 調停各係の裁判官の配置及び開廷日割は、別表5の第3のとおりとする。</p>	<p>(中略)</p> <p>(調停係の裁判官の配置、開廷日割及び事務の分配)</p> <p>第35条 調停各係の裁判官の配置及び開廷日割は、別表5の第3のとおりとする。</p>

(中略)	(中略)
7 夜間調停に関する事項は、別に定める「 <u>夜間調停等実施要領</u> 」の定めるところによる。	7 夜間調停に関する事項は、別に定める「 <u>大阪簡易裁判所夜間調停等実施要綱</u> 」の定めるところによる。
(中略)	(中略)
第2章 堺簡易裁判所	第2章 堺簡易裁判所
(裁判事務の分配)	(裁判事務の分配)
第43条 堺簡易裁判所における裁判事務の分配は、次のとおりとする。	第43条 堺簡易裁判所における裁判事務の分配は、次のとおりとする。
裁判官 松田 亨	裁判官 松田 亨
民事訴訟事件の5分の2	民事訴訟事件の5分の2
民事少額訴訟事件の5分の2	民事少額訴訟事件の5分の2
少額訴訟債権執行に関する事件の5分の2	少額訴訟債権執行に関する事件の5分の2
民事保全事件の5分の2	民事保全事件の5分の2
民事雑事件の5分の2	民事雑事件の5分の2
交通切符（三者即日処理方式）による略式命令事件を除く刑事略式命令事件（待命）の5分の2	交通切符（三者即日処理方式）による略式命令事件を除く刑事略式命令事件（待命）の5分の2
刑事雑事件の5分の2	刑事雑事件の5分の2
他の裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件	他の裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件
裁判官 三浦 恵	裁判官 三浦 恵
民事訴訟事件の5分の2	民事訴訟事件の5分の2
民事少額訴訟事件の5分の2	民事少額訴訟事件の5分の2
少額訴訟債権執行に関する事件の5分の2	少額訴訟債権執行に関する事件の5分の2
督促事件（支払督促申立て下処分に対する異議事件、仮執行宣言の申立て下処分に対する異議事件及び地方裁判所の管轄に属する事件の不適法督促異議事件）	督促事件（支払督促申立て下処分に対する異議事件、仮執行宣言の申立て下処分に対する異議事件及び地方裁判所の管轄に属する事件の不適法督促異議事件）
公示催告事件	公示催告事件
即決和解事件	即決和解事件の2分の1

【機密性 2】

民事過料事件	民事過料事件
民事保全事件の 5 分の 3	民事保全事件の 5 分の 3
民事雑事件の 5 分の 2	民事雑事件の 5 分の 2
刑事公判事件	刑事公判事件
刑事正式裁判事件（当該裁判官の関与した略式命令事件を除く。）	刑事正式裁判事件（当該裁判官の関与した略式命令事件を除く。）
交通切符（三者即日処理方式）による略式命令事件	交通切符（三者即日処理方式）による略式命令事件
刑事雑事件の 5 分の 2	刑事雑事件の 5 分の 2
裁判官（代行）森 本 幸 治	裁判官（代行）森 本 幸 治
民事訴訟事件の 5 分の 1	民事訴訟事件の 5 分の 1
民事少額訴訟事件の 5 分の 1	民事少額訴訟事件の 5 分の 1
少額訴訟債権執行に関する事件の 5 分の 1	少額訴訟債権執行に関する事件の 5 分の 1
民事雑事件の 5 分の 1	民事雑事件の 5 分の 1
交通切符（三者即日処理方式）による略式命令事件を除く刑事略式命令事件（待命）の 5 分の 1	交通切符（三者即日処理方式）による略式命令事件を除く刑事略式命令事件（待命）の 5 分の 1
刑事雑事件の 5 分の 1	刑事雑事件の 5 分の 1
裁判官（代行）武 田 雄二郎	裁判官（代行）武 田 雄二郎
民事調停事件の 2 分の 1	民事調停事件の 2 分の 1
交通切符（三者即日処理方式）による略式命令事件を除く刑事略式命令事件（待命）の 5 分の 1	交通切符（三者即日処理方式）による略式命令事件を除く刑事略式命令事件（待命）の 5 分の 1
交通切符（三者即日処理方式）による略式命令事件及び刑事略式命令事件（待命）を除く刑事略式命令事件の 2 分の 1	交通切符（三者即日処理方式）による略式命令事件及び刑事略式命令事件（待命）を除く刑事略式命令事件の 2 分の 1
裁判官（代行）渡 邊 眞 司	裁判官（代行）渡 邊 真 司
民事調停事件の 2 分の 1	民事調停事件の 2 分の 1
交通切符（三者即日処理方式）による略式命令事件を除く刑事略式命令事件（待命）の 5 分の 1	交通切符（三者即日処理方式）による略式命令事件を除く刑事略式命令事件（待命）の 5 分の 1
交通切符（三者即日処理方式）による略式命令事件及び刑事略式命令事件（待命）を除く刑事略式命令事件の 2 分の 1	交通切符（三者即日処理方式）による略式命令事件及び刑事略式命令事件（待命）を除く刑事略式命令事件の 2 分の 1
裁判官（兼）藤 野 美 子	裁判官（兼）藤 野 美 子
民事保全異議及び取消事件	民事保全異議及び取消事件

(中略)	(中略)
(裁判事務の代理)	(裁判事務の代理)
第45条 裁判事務の代理は、次のとおりとする。	第45条 裁判事務の代理は、次のとおりとする。
(1) 堺簡易裁判所の裁判官に差し支えがあるときは、 <u>あらかじめ</u> 堺支部長が <u>定める順序</u> により、 <u>他の裁判官</u> 又は堺支部の裁判官が代理する。	(1) 堺簡易裁判所の裁判官に差し支えがあるときは、 <u>堺支部長が指名する</u> 堺簡易裁判所又は堺支部の裁判官が代理する。
(2) <u>緊急の必要のため、前号の規定によること</u> が <u>できないときは、</u> 堺支部長が指名する裁判官が代理する。	(2) 堺簡易裁判所及び堺支部の裁判官が代理する <u>ことができないときは、</u> 大阪地方裁判所長が指名する裁判官が代理する。
(3) 堺簡易裁判所及び堺支部の裁判官が代理する <u>ことができないときは、</u> 大阪地方裁判所長が指名する裁判官が代理する。	(3) 夏期休廷期間中における代理関係は、 <u>堺簡易裁判所の裁判官の協議</u> によって定める。
(中略)	(中略)
第3章 岸和田簡易裁判所	第3章 岸和田簡易裁判所
(中略)	(中略)
(裁判事務の代理)	(裁判事務の代理)
第49条 裁判事務の代理は、次のとおりとする。	第49条 裁判事務の代理は、次のとおりとする。
(1) 岸和田簡易裁判所の裁判官に差し支えがあるときは、 <u>あらかじめ</u> 岸和田支部長が <u>定める順序</u> により、 <u>他の裁判官</u> 又は岸和田支部の裁判官が代理する。	(1) 岸和田簡易裁判所の裁判官に差し支えがあるときは、 <u>岸和田支部長が指名する</u> 岸和田簡易裁判所又は岸和田支部の裁判官が代理する。
(2) <u>緊急の必要のため、前号の規定によること</u> が <u>できないときは、</u> 岸和田支部長が指名する裁判官が代理する。	(2) 岸和田簡易裁判所及び岸和田支部の裁判官が代理する <u>ことができないときは、</u> 大阪地方裁判所長が指名する裁判官が代理する。
(3) 岸和田簡易裁判所及び岸和田支部の裁判官が代理する <u>ことができないときは、</u> 大阪地方裁判所長が指名する裁判官が代理する。	(3) 夏期休廷期間中における代理関係は、 <u>岸和田簡易裁判所の裁判官の協議</u> によって定める。
(中略)	(中略)

【機密性 2】

附 則

この規程は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和4年6月30日付議)

(令和4年7月11日実施)

現 行	変 更 後
第3編 本庁刑事部	第3編 本庁刑事部
第2章 裁判事務の分配	第2章 裁判事務の分配
(訴訟事件の配付)	(訴訟事件の配付)
第15条 訴訟事件は、特に定めるもののほか、裁判員事件、通常合議事件、一人制事件の区別に従い、それぞれ次の各部にその記載の割合で順次配付する。	第15条 訴訟事件は、特に定めるもののほか、裁判員事件、通常合議事件、一人制事件の区別に従い、それぞれ次の各部にその記載の割合で順次配付する。
(中略)	(中略)
7 第1項の規定により事件を配付し、又は第4項の規定により事件を配付替えするに当たり、事件の配付を受けるべき部に所属する裁判官がその事件（租税事件を除く。）につき勾留状の発付その他の勾留に関する請求に係る処分、少年法第17条、第20条若しくは第43条の処分、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（以下「麻薬特例法」という。）第5章の保全に関する処分、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）第4章の保全に関する処分又は不正競争防止法第8章の保全に関する処分をしたもの及び刑事訴訟法第429条の準抗告事件（他の法令において刑事訴訟法第429条第1項の請求に係る手続の例によるとされるものを含む。）の裁判をしたものであるときは、それらの事件を次順位の部に配付し、又は配付替えし、それ直後に受け付けた新件又は特別配付事件で調整する。	7 第1項の規定により事件を配付し、又は第4項の規定により事件を配付替えするに当たり、事件の配付を受けるべき部に所属する裁判官がその事件（租税事件を除く。）につき勾留状の発付その他の勾留に関する請求に係る処分、少年法第17条、第20条若しくは第43条の処分、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（以下「麻薬特例法」という。）第5章の保全に関する処分、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）第4章の保全に関する処分又は不正競争防止法第8章の保全に関する処分をしたもの及び刑事訴訟法の準抗告事件（他の法令において刑事訴訟法の準抗告手続の例によるとされるものを含む。）の裁判をしたものであるときは、それらの事件を次順位の部に配付し、又は配付替えし、それ直後に受け付けた新件又は特別配付事件で調整する。
(中略)	(中略)

<p>(その他の事件の配付)</p> <p>第19条 刑事補償請求事件、刑事訴訟法第18条の3、第362条、第500条、第501条及び第502条による申立事件並びに総合法律支援法第39条第3項による申立事件は、本案の裁判をした部に配付する。ただし、本案の裁判をした部が第4部又は第11部であるときは、令状部を除く各部に順次配付する。</p> <p>2 刑事訴訟法第262条による付審判請求事件は、令状部を除く各部に順次配付する。</p> <p>3 刑事訴訟法第266条第2号の決定により審判に付された事件は、当該決定をした部以外の部（令状部を除く。）に順次配付する。</p> <p>4 刑事訴訟法<u>第429条による準抗告事件</u>（他の法令において刑事訴訟法<u>第429条第1項の請求に係る手続の例</u>によるとされるものを含む。）は、令状部を除く各部に順次配付する。 その配付及び処理に関する事項は、本庁刑事部の裁判官の協議によって定める。</p> <p>5 刑事訴訟法<u>第430条による準抗告事件</u>（他の法令において刑事訴訟法<u>第430条第1項の請求に係る手続の例</u>によるとされるものを含む。）は、<u>第6項に定める場合を除き</u>、令状部に配付する。</p> <p>6 <u>勤務時間外に受理した前項に掲げる準抗告事件の処理に関する事項は、第18条第3項に規定する裁判官が協議して定める。</u></p> <p>7 刑の執行猶予の言渡取消請求事件は、必要的取消し又は裁量的取消しの分類別に、令状部を除く各部に順次配付する。</p> <p>8 刑事訴訟法第96条第3項の請求事件は、本案の裁判をした部に配付する。ただし、本案の裁判をした部が第4部又は第11部であるときは、令状部を除く各部に順次配付する。</p> <p>9 組織的犯罪処罰法第62条第1項（麻薬特例法第23条により組織的犯罪処罰法第6章の規定による共助の例によるとされる場合及び不正競争防止法第40条により組織的犯罪処罰法第6章の規定による共助の例によるとされる場合</p>	<p>(その他の事件の配付)</p> <p>第19条 刑事補償請求事件、刑事訴訟法第18条の3、第362条、第500条、第501条及び第502条による申立事件並びに総合法律支援法第39条第3項による申立事件は、本案の裁判をした部に配付する。ただし、本案の裁判をした部が第4部又は第11部であるときは、令状部を除く各部に順次配付する。</p> <p>2 刑事訴訟法第262条による付審判請求事件は、令状部を除く各部に順次配付する。</p> <p>3 刑事訴訟法第266条第2号の決定により審判に付された事件は、当該決定をした部以外の部（令状部を除く。）に順次配付する。</p> <p>4 刑事訴訟法の<u>準抗告事件</u>（他の法令において刑事訴訟法の<u>準抗告手続の例</u>によるとされるものを含む。）は、令状部を除く各部に順次配付する。その配付及び処理に関する事項は、本庁刑事部の裁判官の協議によって定める。</p> <p>5 刑の執行猶予の言渡取消請求事件は、必要的取消し又は裁量的取消しの分類別に、令状部を除く各部に順次配付する。</p> <p>6 刑事訴訟法第96条第3項の請求事件は、本案の裁判をした部に配付する。ただし、本案の裁判をした部が第4部又は第11部であるときは、令状部を除く各部に順次配付する。</p> <p>7 組織的犯罪処罰法第62条第1項（麻薬特例法第23条により組織的犯罪処罰法第6章の規定による共助の例によるとされる場合及び不正競争防止法第40条により組織的犯罪処罰法第6章の規定による共助の例によるとされる場合</p>
---	---

を含む。) の審査請求事件は、令状部を除く各部に順次配付し、同法第 65 条第 1 項（麻薬特例法第 23 条により組織的犯罪処罰法第 6 章の規定による共助の例によるとされる場合及び不正競争防止法第 40 条により組織的犯罪処罰法第 6 章の規定による共助の例によるとされる場合を含む。) の取消請求事件は、当該決定をした部に配付する。ただし、当該決定をした部が第 4 部又は第 11 部であるときは、令状部を除く各部に順次配付する。

10 更生保護法第 52 条第 6 項の規定による特別遵守事項の設定又は変更に関する求意見に係る事務は、令状部を除く各部が順次処理する。ただし、その保護観察を言い渡した部がある場合は、その部が処理する。

11 裁判員法第 3 条第 1 項の対象事件からの除外請求（職権に係るものを含む。）事件、同法第 3 条の 2 第 1 項の対象事件からの除外請求（職権に係るものを含む。）事件、同法第 35 条第 1 項（同法第 38 条第 2 項、第 47 条第 2 項及び第 92 条第 2 項において準用する場合を含む。）の異議申立事件、同法第 41 条第 1 項の裁判員又は補充裁判員の解任請求事件（同条第 2 項の規定により送付を受けた事件に限る。）、同法第 42 条第 1 項の異議申立事件、同法第 43 条第 2 項の通知に係る裁判員又は補充裁判員の解任の事件及び第 94 条第 1 項の異議申立事件は、その本案である裁判員事件が係属している部（以下この項において「本案係属部」という。）に配付し、令状部所属の裁判官のうち同部の指定する者（以下この項において「令状部裁判官」という。）が処理する。これらの事務の処理に限り、令状部裁判官を本案係属部所属の裁判官とみなす。

12 檢察審査会による指定弁護士の指定又はその取消しに関する事務（受訴裁判所の権限に属するものを除く。）は、令状部が処理する。

13 平成 30 年 5 月 16 日付け最高裁判二第 199 号刑事局長、家庭局長、総務局長、経理局長通達「刑事訴訟法第 157 条の 6 第 2 項に規

を含む。) の審査請求事件は、令状部を除く各部に順次配付し、同法第 65 条第 1 項（麻薬特例法第 23 条により組織的犯罪処罰法第 6 章の規定による共助の例によるとされる場合及び不正競争防止法第 40 条により組織的犯罪処罰法第 6 章の規定による共助の例によるとされる場合を含む。) の取消請求事件は、当該決定をした部に配付する。ただし、当該決定をした部が第 4 部又は第 11 部であるときは、令状部を除く各部に順次配付する。

8 更生保護法第 52 条第 6 項の規定による特別遵守事項の設定又は変更に関する求意見に係る事務は、令状部を除く各部が順次処理する。ただし、その保護観察を言い渡した部がある場合は、その部が処理する。

9 裁判員法第 3 条第 1 項の対象事件からの除外請求（職権に係るものを含む。）事件、同法第 3 条の 2 第 1 項の対象事件からの除外請求（職権に係るものを含む。）事件、同法第 35 条第 1 項（同法第 38 条第 2 項、第 47 条第 2 項及び第 92 条第 2 項において準用する場合を含む。）の異議申立事件、同法第 41 条第 1 項の裁判員又は補充裁判員の解任請求事件（同条第 2 項の規定により送付を受けた事件に限る。）、同法第 42 条第 1 項の異議申立事件、同法第 43 条第 2 項の通知に係る裁判員又は補充裁判員の解任の事件及び第 94 条第 1 項の異議申立事件は、その本案である裁判員事件が係属している部（以下この項において「本案係属部」という。）に配付し、令状部所属の裁判官のうち同部の指定する者（以下この項において「令状部裁判官」という。）が処理する。これらの事務の処理に限り、令状部裁判官を本案係属部所属の裁判官とみなす。

10 檢察審査会による指定弁護士の指定又はその取消しに関する事務（受訴裁判所の権限に属するものを除く。）は、令状部が処理する。

11 平成 30 年 5 月 16 日付け最高裁判二第 199 号刑事局長、家庭局長、総務局長、経理局長通達「刑事訴訟法第 157 条の 6 第 2 項に規

【機密性 2】

定する方法による証人等の尋問等の手続について」により、共助事件に準じて取り扱われる嘱託は、令状部を除く各部に順次配付する。

(中略)

定する方法による証人等の尋問等の手続について」により、共助事件に準じて取り扱われる嘱託は、令状部を除く各部に順次配付する。

(中略)

附 則

この規程は、令和4年7月11日から施行する。

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和4年6月30日付議)

(令和4年10月1日実施)

現 行	変 更 後
第2編 本 庁 民 事 部	第2編 本 庁 民 事 部
第1章 通 則	第1章 通 則
(中略)	(中略)
(定義)	(定義)
第5条 この編において、次の各号に掲げる事件名の意義は当該各号に定めるところにより、その他の事件名は民事事件記録符号規程（平成13年最高裁判所規程第1号）と同一の意義による。	第5条 この編において、次の各号に掲げる事件名の意義は当該各号に定めるところにより、その他の事件名は民事事件記録符号規程（平成13年最高裁判所規程第1号）と同一の意義による。
(中略)	(中略)
(10) 知的財産事件	(10) 知的財産事件
ア 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作者の権利、出版権、著作隣接権、回路配置利用権、種苗法上の育成者権、不正競争防止法、家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律、商法第12条及び会社法第8条、パブリシティの権利に関する通常訴訟事件並びに行政訴訟事件	ア 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作者の権利、出版権、著作隣接権、回路配置利用権、種苗法上の育成者権、不正競争防止法、家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律、商法第12条及び会社法第8条、パブリシティの権利に関する通常訴訟事件並びに行政訴訟事件
イ アに掲げる事件に関する通常訴訟事件を本案とする民事保全事件（保全異議及び保全取消しの申立て並びに起訴命令の申立てを含む。）並びにこれに関する執行異議事件及び執行停止事件	イ アに掲げる事件に関する通常訴訟事件を本案とする民事保全事件（保全異議及び保全取消しの申立て並びに起訴命令の申立てを含む。）並びにこれに関する執行異議事件及び執行停止事件
ウ イに関する民事保全法第48条第1項等の船舶国籍証書（航空機登録証明書等、自動車、既登録建設機械等を含む。）の取上げを命ずる方法による仮差押えの執行及び民事保全法第52条第2項の作為又は不作為を命ずる仮処分の執行（代替執行及び間接強制）	ウ イに関する民事保全法第48条第1項等の船舶国籍証書（航空機登録証明書等、自動車、既登録建設機械等を含む。）の取上げを命ずる方法による仮差押えの執行及び民事保全法第52条第2項の作為又は不作為を命ずる仮処分の執行（代替執行及び間接強制）

<p>エ 特許権、実用新案権、意匠権及び商標権に関する仮登録仮処分申請事件</p> <p>オ アに掲げる事件に関する行政事件訴訟法に規定する執行停止事件</p>	<p>エ 特許権、実用新案権、意匠権及び商標権に関する仮登録仮処分申請事件</p> <p>オ アに掲げる事件に関する行政事件訴訟法に規定する執行停止事件</p> <p>カ <u>アに掲げる権利又は法律により保護される利益が侵害されたことを理由とする特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第4章に定める発信者情報開示命令事件並びにそれに付随する提供命令事件及び消去禁止命令事件</u></p>
<p>(中略)</p> <p>(12) 一般民事保全事件</p> <p>ア 第1号、第3号及び前3号に定めるものを除き、通常訴訟事件を本案とする民事保全事件(保全異議及び保全取消しの申立て並びに起訴命令の申立てを含む。)並びにこれに関する執行異議事件及び執行停止事件</p>	<p>(中略)</p> <p>(12) 一般民事保全事件等</p> <p>ア 第1号、第3号及び前3号に定めるものを除き、通常訴訟事件を本案とする民事保全事件(保全異議及び保全取消しの申立て並びに起訴命令の申立てを含む。)並びにこれに関する執行異議事件及び執行停止事件</p>
<p>イ アに関する民事保全法第48条第1項等の船舶国籍証書(航空機登録証明書等、自動車、既登録建設機械等を含む。)の取上げを命ずる方法による仮差押えの執行及び民事保全法第52条第2項の作為又は不作為を命ずる仮処分の執行(代替執行及び間接強制)</p> <p>ウ 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成3年法律第94号)第5章及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成11年法律第136号)第4章第2節に定める追徴保全命令に基づく仮差押え執行の申立事件</p>	<p>イ アに関する民事保全法第48条第1項等の船舶国籍証書(航空機登録証明書等、自動車、既登録建設機械等を含む。)の取上げを命ずる方法による仮差押えの執行及び民事保全法第52条第2項の作為又は不作為を命ずる仮処分の執行(代替執行及び間接強制)</p> <p>ウ 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成3年法律第94号)第5章及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成11年法律第136号)第4章第2節に定める追徴保全命令に基づく仮差押え執行の申立事件</p> <p>エ 第10号に定めるものを除き、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)第4章に定める発信者情報の開示命令事件並びにそれに付随する提供命令事件及び消去禁止命令事件</p>

【機密性 2】

		<u>情報開示命令事件並びにそれに付隨する提供命令事件及び消去禁止命令事件</u>
(中略)	(中略)	
(事件の配付等)	(事件の配付等)	
第6条 専門事件は、その事件の種類に従って次の各部に配付する。	第6条 専門事件は、その事件の種類に従って次の各部に配付する。	
(1) 一般民事保全事件並びに保護命令事件及び同事件に係る過料事件は、第1部(保全部)	(1) 一般民事保全事件等並びに保護命令事件及び同事件に係る過料事件は、第1部(保全部)	
(中略)	(中略)	
(民事特殊事件係の裁判官の配置、開廷日割及び事務の分配)	(民事特殊事件係の裁判官の配置、開廷日割及び事務の分配)	
第34条 民事特殊事件係の裁判官の配置及び開廷日割は、別表5の第2のとおりとし、同係に即決和解事件、公示催告事件、民事保全事件(本庁民事部に関する第5条第1項第12号に定める一般民事保全事件をいう。)、非訟事件(他の係の取扱中に生じ、その係が処理すべき過料事件を除く。)、民事訴訟法第385条第3項に定める支払督促申立て却下処分に対する異議事件、同法第391条第3項に定める仮執行宣言の申立て却下処分に対する異議事件、同法第394条第1項に定める不適法督促異議事件並びに民事執行法に定める少額訴訟債権執行事件に關し、執行裁判所としてすることができる裁判(以下「少額訴訟債権執行に關する事件」という。)を配付する。	第34条 民事特殊事件係の裁判官の配置及び開廷日割は、別表5の第2のとおりとし、同係に即決和解事件、公示催告事件、民事保全事件(本庁民事部に関する第5条第1項第12号アからウまでに定める一般民事保全事件をいう。)、非訟事件(他の係の取扱中に生じ、その係が処理すべき過料事件を除く。)、民事訴訟法第385条第3項に定める支払督促申立て却下処分に対する異議事件、同法第391条第3項に定める仮執行宣言の申立て却下処分に対する異議事件、同法第394条第1項に定める不適法督促異議事件並びに民事執行法に定める少額訴訟債権執行事件に關し、執行裁判所としてすることができる裁判(以下「少額訴訟債権執行に關する事件」という。)を配付する。	
(中略)	(中略)	
第4編 支 部	第4編 支 部	
第2章 岸和田支部	第2章 岸和田支部	
(裁判事務の分配)	(裁判事務の分配)	
第28条 岸和田支部における裁判事務の分配は、次のとおりとする。	第28条 岸和田支部における裁判事務の分配は、次のとおりとする。	

【機密性 2】

<p>裁判官 井上一成 他の裁判官の担当する事件を除くその余の民事事件及び非訟事件</p> <p>裁判官 寺田悠亮 刑事公判事件（再審請求事件を含む。）の2分の1 第1回公判期日前の勾留に関する処分事件の2分の1 医療観察法第33条第1項又は第59条第1項若しくは第2項の申立てを受けた地方裁判所の裁判官が行う事務の2分の1 更生保護法第52条第6項の規定による特別遵守事項の設定又は変更に関する求意見に係る事務の2分の1 前記事件のほか、他の裁判官の担当する事件を除くその余の刑事事件 破産事件のうちの同時廃止事件の全部 債権執行事件のうちの配当事件の全部 財産開示事件及び第三者からの情報取得事件の3分の1 起訴前の証拠保全事件及び共助事件の2分の1</p> <p>裁判官 佐藤克則 民事訴訟事件（再審請求事件を含む。）の31分の9 債権執行事件、財産開示事件及び第三者からの情報取得事件を除く民事執行事件の3分の1 民事保全事件の2分の1</p> <p>保全異議及び保全取消事件の2分の1 小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件の2分の1 人身保護事件の4分の1</p>	<p>裁判官 井上一成 他の裁判官の担当する事件を除くその余の民事事件及び非訟事件</p> <p>裁判官 寺田悠亮 刑事公判事件（再審請求事件を含む。）の2分の1 第1回公判期日前の勾留に関する処分事件の2分の1 医療観察法第33条第1項又は第59条第1項若しくは第2項の申立てを受けた地方裁判所の裁判官が行う事務の2分の1 更生保護法第52条第6項の規定による特別遵守事項の設定又は変更に関する求意見に係る事務の2分の1 前記事件のほか、他の裁判官の担当する事件を除くその余の刑事事件 破産事件のうちの同時廃止事件の全部 債権執行事件のうちの配当事件の全部 財産開示事件及び第三者からの情報取得事件の3分の1 起訴前の証拠保全事件及び共助事件の2分の1</p> <p>裁判官 佐藤克則 民事訴訟事件（再審請求事件を含む。）の31分の9 債権執行事件、財産開示事件及び第三者からの情報取得事件を除く民事執行事件の3分の1 民事保全事件（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第4章に定める発信者情報開示命令事件並びにそれに付随する提供命令事件及び消去禁止命令事件を含む。）の2分の1 保全異議及び保全取消事件の2分の1 小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件の2分の1 人身保護事件の4分の1</p>
--	--

【機密性 2】

<p>訴えの提起前における証拠収集の処分申立事件の4分の1 令状事件の8分の2 過料事件</p> <p>裁判官 織田佳代 民事訴訟事件（再審請求事件を含む。）の31分の4 民事保全事件の4分の1</p> <p>保全異議及び保全取消事件の4分の1 債権執行事件、財産開示事件及び第三者からの情報取得事件を除く民事執行事件の3分の1 人身保護事件の4分の1 訴えの提起前における証拠収集の処分申立事件の4分の1 令状事件の8分の2</p> <p>裁判官 千葉沙織 刑事公判事件（再審請求事件を含む。）の2分の1 第1回公判期日前の勾留に関する処分事件の2分の1 医療観察法第33条第1項又は第59条第1項若しくは第2項の申立てを受けた地方裁判所の裁判官が行う事務の2分の1 更生保護法第52条第6項の規定による特別遵守事項の設定又は変更に関する求意見に係る事務の2分の1 配当事件を除く債権執行事件の全部 財産開示事件及び第三者からの情報取得事件の3分の2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第4章に定める保護命令申立事件、保護命令の効力停止の申立事</p>	<p>訴えの提起前における証拠収集の処分申立事件の4分の1 令状事件の8分の2 過料事件</p> <p>裁判官 織田佳代 民事訴訟事件（再審請求事件を含む。）の31分の4 民事保全事件 <u>（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第4章に定める発信者情報開示命令事件並びにそれに付随する提供命令事件及び消去禁止命令事件を含む。）</u>の4分の1 保全異議及び保全取消事件の4分の1 債権執行事件、財産開示事件及び第三者からの情報取得事件を除く民事執行事件の3分の1 人身保護事件の4分の1 訴えの提起前における証拠収集の処分申立事件の4分の1 令状事件の8分の2</p> <p>裁判官 千葉沙織 刑事公判事件（再審請求事件を含む。）の2分の1 第1回公判期日前の勾留に関する処分事件の2分の1 医療観察法第33条第1項又は第59条第1項若しくは第2項の申立てを受けた地方裁判所の裁判官が行う事務の2分の1 更生保護法第52条第6項の規定による特別遵守事項の設定又は変更に関する求意見に係る事務の2分の1 配当事件を除く債権執行事件の全部 財産開示事件及び第三者からの情報取得事件の3分の2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第4章に定める保護命令申立事件、保護命令の効力停止の申立事</p>
---	---

【機密性 2】

<p>件及び保護命令の取消申立事件の 3 分の 2 起訴前の証拠保全事件及び共助事件の 2 分の 1</p> <p>裁判官 佐藤志保 民事訴訟事件（再審請求事件を含む。）の 31 分の 9 債権執行事件、財産開示事件及び第三者からの情報取得事件を除く民事執行事件の 3 分の 1 小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件の 2 分の 1 人身保護事件の 4 分の 1 訴えの提起前における証拠収集の処分申立事件の 4 分の 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 4 章に定める保護命令申立事件、保護命令の効力停止の申立事件及び保護命令の取消申立事件の 3 分の 1 令状事件の 8 分の 1</p> <p>裁判官 今野藍 民事訴訟事件（再審請求事件を含む。）の 31 分の 9 同時廃止事件を除く破産事件の全部 小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件を除く再生事件の全部 会社更生事件、会社整理事件及び特別清算事件の全部 民事保全事件の 4 分の 1 保全異議及び保全取消事件の 4 分の 1 人身保護事件の 4 分の 1 訴えの提起前における証拠収集の処分申立事件の 4 分の 1</p>	<p>件及び保護命令の取消申立事件の 3 分の 2 起訴前の証拠保全事件及び共助事件の 2 分の 1</p> <p>裁判官 佐藤志保 民事訴訟事件（再審請求事件を含む。）の 31 分の 9 債権執行事件、財産開示事件及び第三者からの情報取得事件を除く民事執行事件の 3 分の 1 小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件の 2 分の 1 人身保護事件の 4 分の 1 訴えの提起前における証拠収集の処分申立事件の 4 分の 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 4 章に定める保護命令申立事件、保護命令の効力停止の申立事件及び保護命令の取消申立事件の 3 分の 1 令状事件の 8 分の 1</p> <p>裁判官 今野藍 民事訴訟事件（再審請求事件を含む。）の 31 分の 9 同時廃止事件を除く破産事件の全部 小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件を除く再生事件の全部 会社更生事件、会社整理事件及び特別清算事件の全部 民事保全事件（<u>特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律</u>（平成 13 年法律第 137 号）第 4 章に定める発信者情報開示命令事件並びにそれに付随する提供命令事件及び消去禁止命令事件を含む。）の 4 分の 1 保全異議及び保全取消事件の 4 分の 1 人身保護事件の 4 分の 1 訴えの提起前における証拠収集の処分申立事件の 4 分の 1</p>
---	---

【機密性 2】

<p>立事件の4分の1 令状事件の8分の2 商事非訟事件（過料事件を除く。） 裁判官 中川正充 令状事件の8分の1 [REDACTED]</p> <p>(中略)</p>	<p>立事件の4分の1 令状事件の8分の2 商事非訟事件（過料事件を除く。） 裁判官 中川正充 令状事件の8分の1 [REDACTED]</p> <p>(中略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和4年10月1日から施行する。</u></p>
--	--